

第2期天城町子ども・子育て支援事業計画

(素案)

鹿児島県天城町

(目次)

第1章 計画の概要

第2章 天城町の子ども・子育てを取り巻く状況

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 子ども・子育て施策の展開

第5章 事業計画（第2期子ども・子育て支援事業計画）

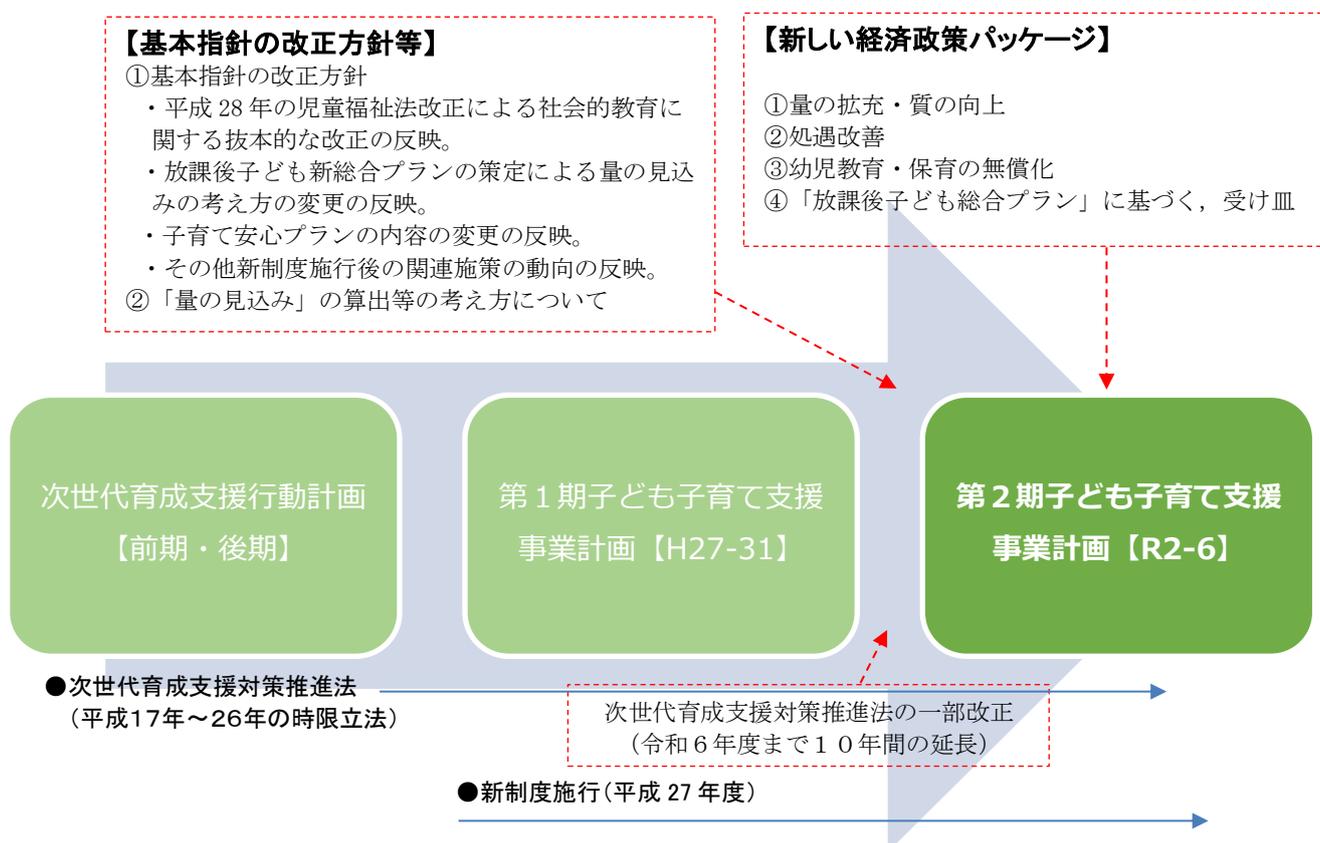
第6章 計画の推進と進行管理

第1章 計画の概要

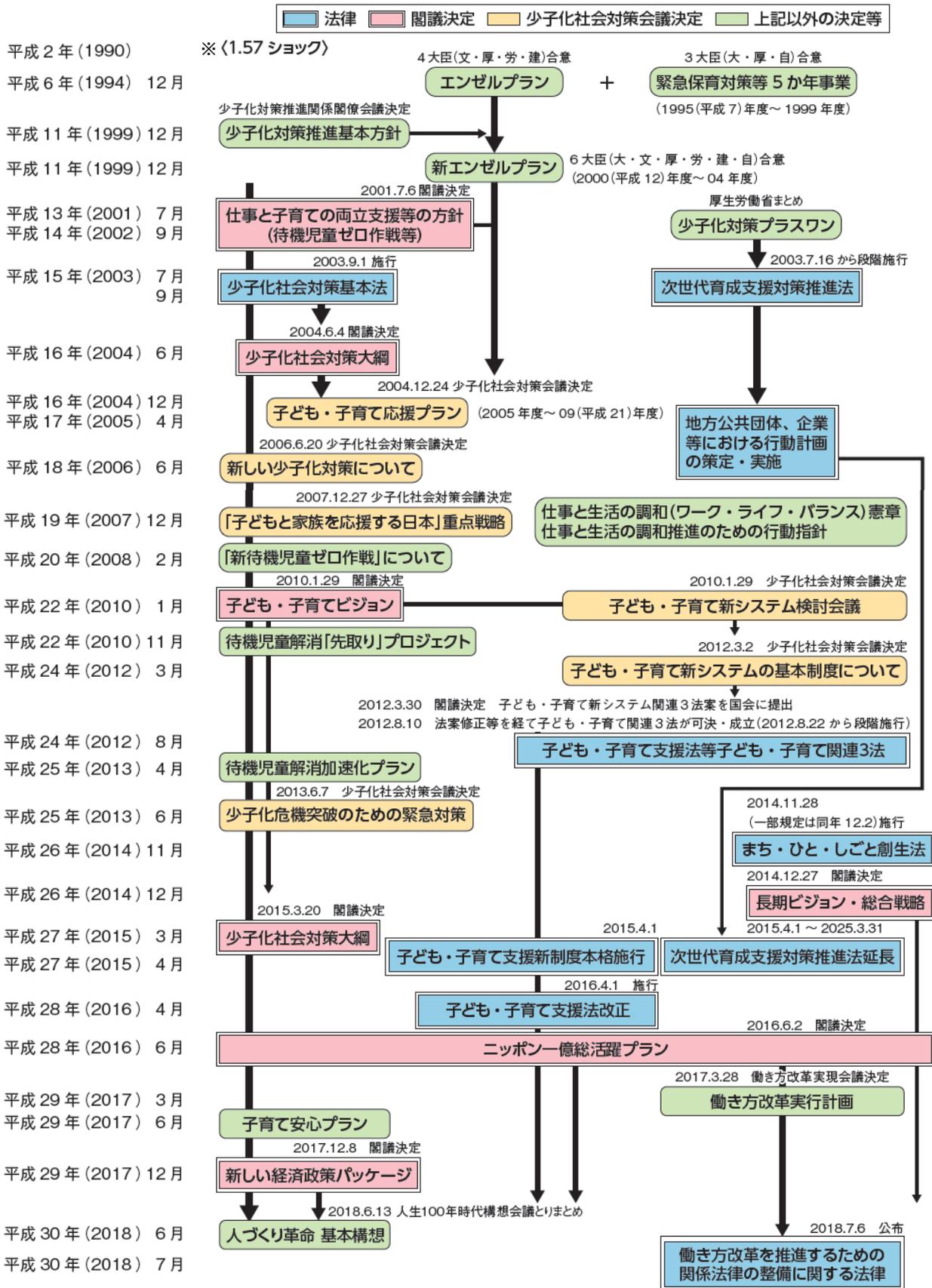
1 計画策定の背景と趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」の制定を受けて、本町では「第5次天城町総合振興計画」を最上位計画とする「天城町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て施策の推進に取り組んできました。その後、平成28年5月には「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）が成立し、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化や市町村及び児童相談所の体制の強化を図ること等が定められ、平成29年6月には待機児童の解消等を目指す「子育て安心プラン」が公表され、同年12月には幼児教育の無償化を目指す「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定されました。平成30年9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備・充実が位置づけられました。令和元年には、5月に改正子ども・子育て支援法が可決・成立し、10月からの幼児教育保育の無償化が決定、6月には改正子どもの貧困対策推進法が可決・成立するなど、国における子ども・子育て支援に係る制度の拡充等が行われてきています。

「天城町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から5箇年）」の計画期間の終了を迎えるにあたり、このような国の制度の拡充等を踏まえ、「第2期天城町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。



【これまでの少子化対策】



子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づき策定されたものであり、平成27年4月より施行されました。

新制度では、社会全体での費用負担を行いながら、市町村が実施主体となり、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟な制度運用・サービス提供を行うことで、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保，教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んでいくことになります。

子ども・子育て関連3法

①子ども・子育て支援法

②就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

◆主なポイント

- ①認定こども園，幼稚園，保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援，地域子育て支援拠点，放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④市町村が実施主体
- ⑤社会全体による費用負担
- ⑥政府の推進体制
- ⑦子ども・子育て会議の設置

新制度の取組内容

1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及を進めます。

2 保育の量的拡大・確保，教育・保育の質的改善

- 市町村は，待機児童解消を計画的に進め，国もこれを支援します。
- 新たに，少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。
- 身近な地域での保育機能を確保します。
- 地域の多様な保育ニーズに対応します。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

- 地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「天城町総合振興計画」の分野別計画として位置付けるとともに、「天城町教育大綱」等の関連計画との整合性を図り、策定するものです。

また、次世代育成支援地域行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなり、策定は任意となりました。

そのため、本町では、可能な限り次世代育成支援地域行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

さらに、平成30年9月に厚生労働省、文部科学省により策定された「新・放課後子ども総合プラン」に関する計画についても、包括的に盛り込むことにします。

<子ども・子育て支援法(抄)>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)第六十一条市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度(2020年度)を初年度として令和6年度(2024年度)までの5箇年を対象期間とします。

なお、計画期間の最終年度である令和6年度(2024年度)には、本町を取り巻く今後の諸状況等を踏まえ次期計画を策定します。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
天城町 次世代育成支援対策行動計画					天城町 子ども・子育て支援事業計画					第2期天城町 子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

①調査目的

子ども・子育て支援法に基づき、令和元年度に子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的なニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査の実施期間

平成30年12月に実施

③調査対象

天城町在住の「就学前児童及び小学校児童のいる世帯」の保護者を対象

④調査方法

「就学前児童調査」及び「就学児童調査」は、郵送回収にて調査

⑤調査数及び回収状況

区 分	就学前児童	就学児童
配布数	235 件	144 件
回収数	116 件	64 件
回収率	49.4%	44.4%

(2) 子ども・子育て会議

計画策定においては、住民各層の意見を広く反映させるため、行政機関内部だけでなく、学識経験者、地域住民代表、保健、医療及び福祉関係団体の代表等に委員として参画していただき、計2回の審議を行い、計画を策定しました。

第1回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none">➤ 子ども子育て支援事業計画の概要➤ アンケート調査結果報告➤ 教育・保育の量の見込みについて➤ 地域子ども・子育て支援事業の現状と見込みについて➤ 今後のスケジュールについて
第3回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none">➤ 計画素案について

(3) パブリックコメントの実施

令和2年2月に、計画素案をホームページ等で広く公表し、町民からの計画内容全般に関する意見募集を行ないました。(予定)

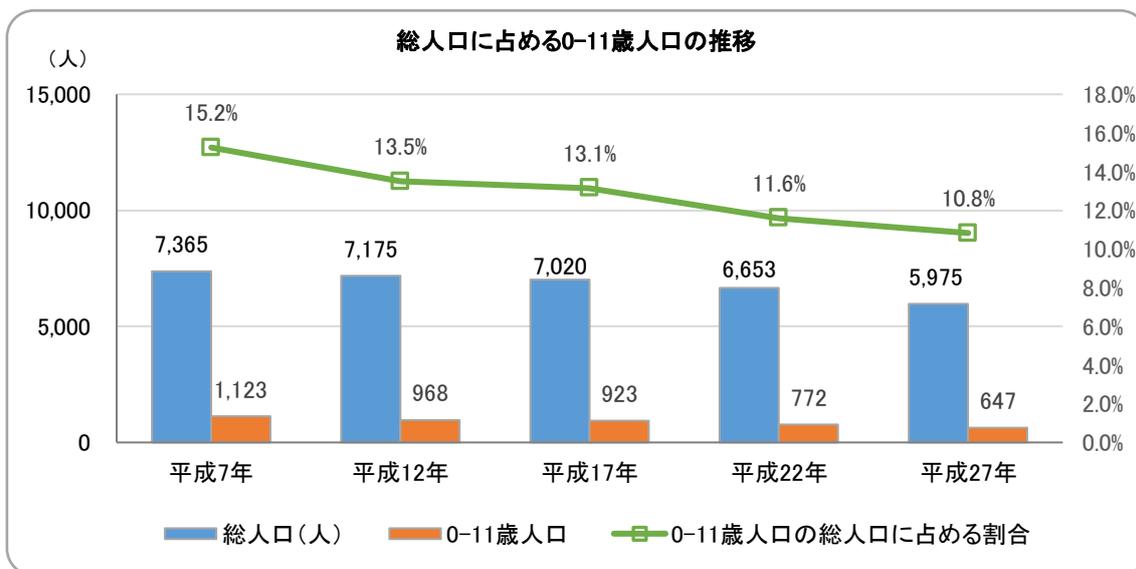
第2章 天城町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計的な状況

(1) 人口の推移

① 総人口に占める子どもの人口の推移

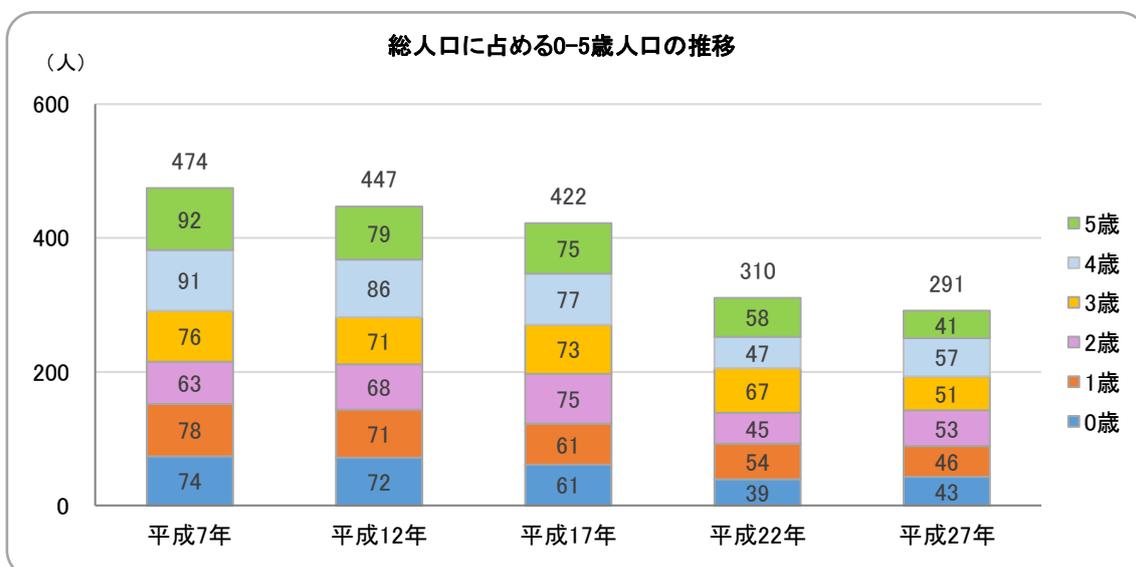
本町の総人口は平成27年10月1日現在、5,975人で平成7年より1,390人減少となっています。また、0-11歳人口は平成27年に647人で平成7年よりも476人減少となり、11歳未満の人口は、総人口の10.8%となっています。



(資料：国勢調査)

② 0～5歳の年齢階級別人口の推移

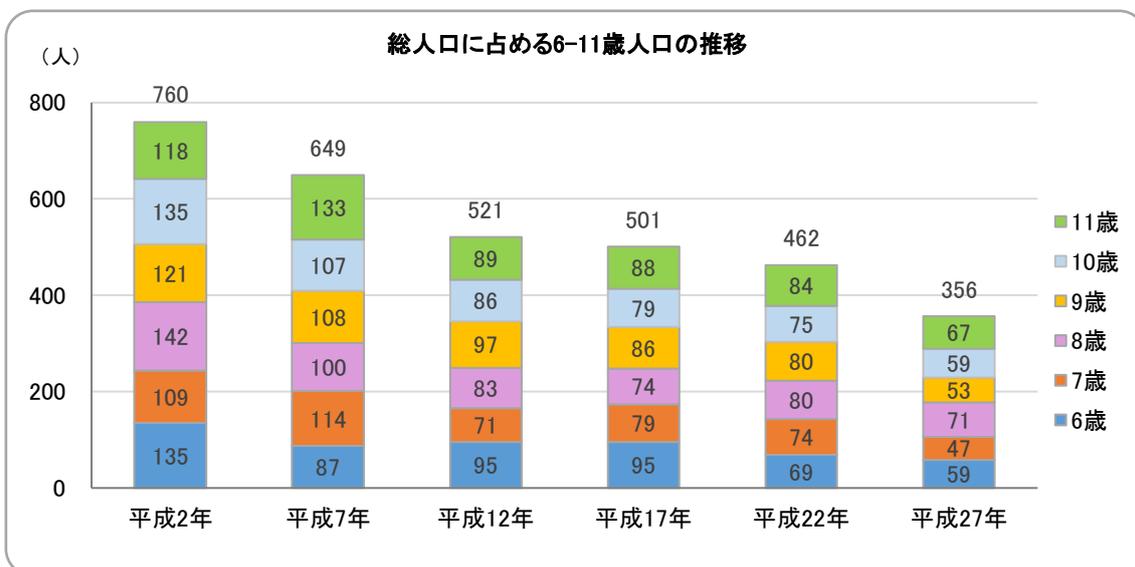
0～5歳人口は、各年齢階級において減少傾向になっています。0歳、1歳、4歳、5歳では平成7年と比較すると平成27年では30人以上減少となっています。



(資料：国勢調査)

③ 6～11歳の年齢階級別人口の推移

6～11歳人口は、各年齢階級において減少傾向になっています。特に、6歳、8歳、10歳では平成7年と比較すると平成27年では70人以上減少となっています。

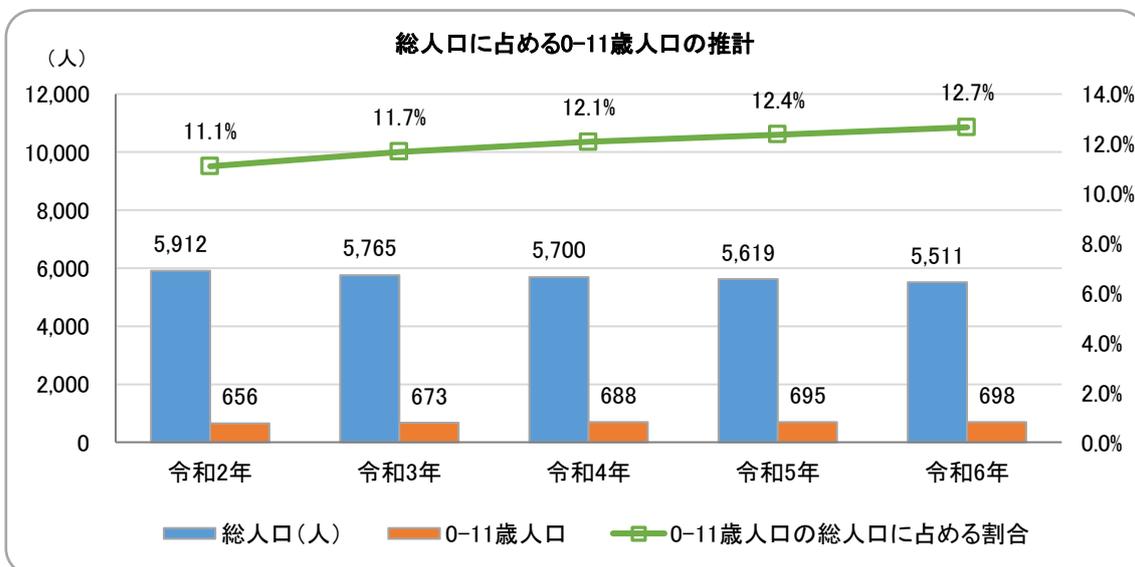


(資料：国勢調査)

(2) 人口の推計

① 総人口に占める子どもの人口（推計）

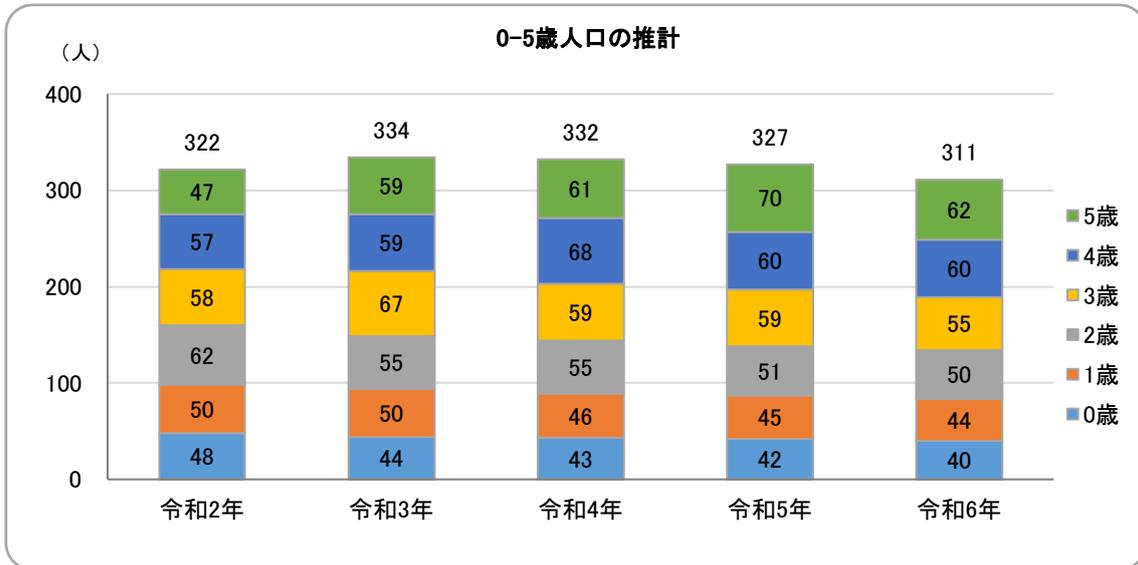
総人口に占める子どもの人口は、令和2年以降、増加と推計されます。



※平成26年～平成30年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出 (資料：住民基本台帳)

② 0～5歳の年齢階級別人口の推移（推計）

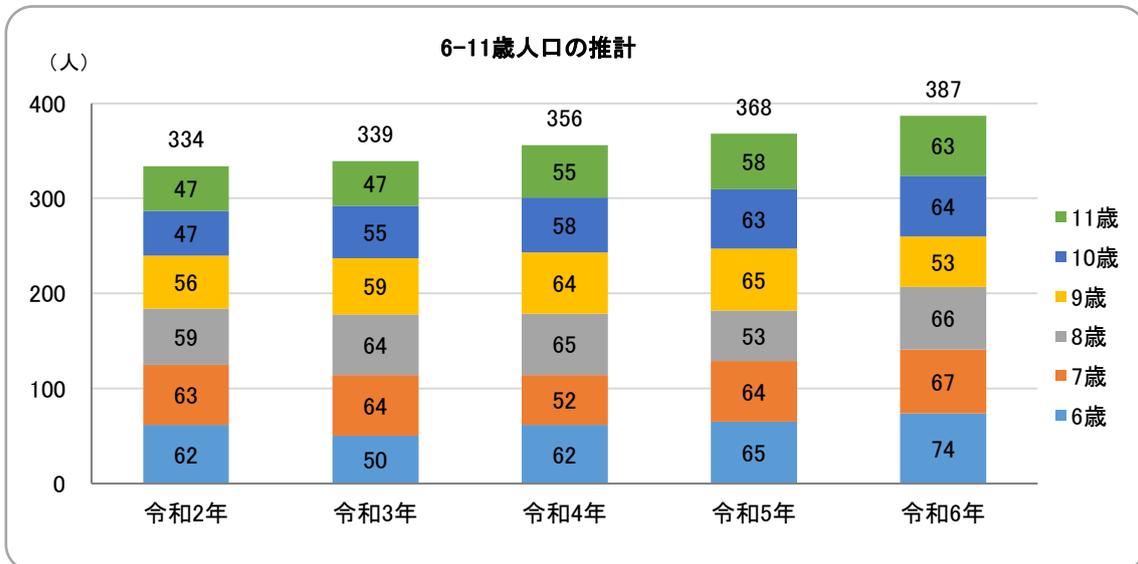
0～5歳の年齢階級別人口は、令和2年の322人から、令和6年では311人で11人の減少となっています。



※平成26年～平成30年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出（資料：住民基本台帳）

③ 6～11歳の年齢階級別人口の推移（推計）

6～11歳の年齢階級別人口は、令和2年の334人から、令和6年では387人で53人の増加と推計され、すべての年齢階級で増加が見込まれます。



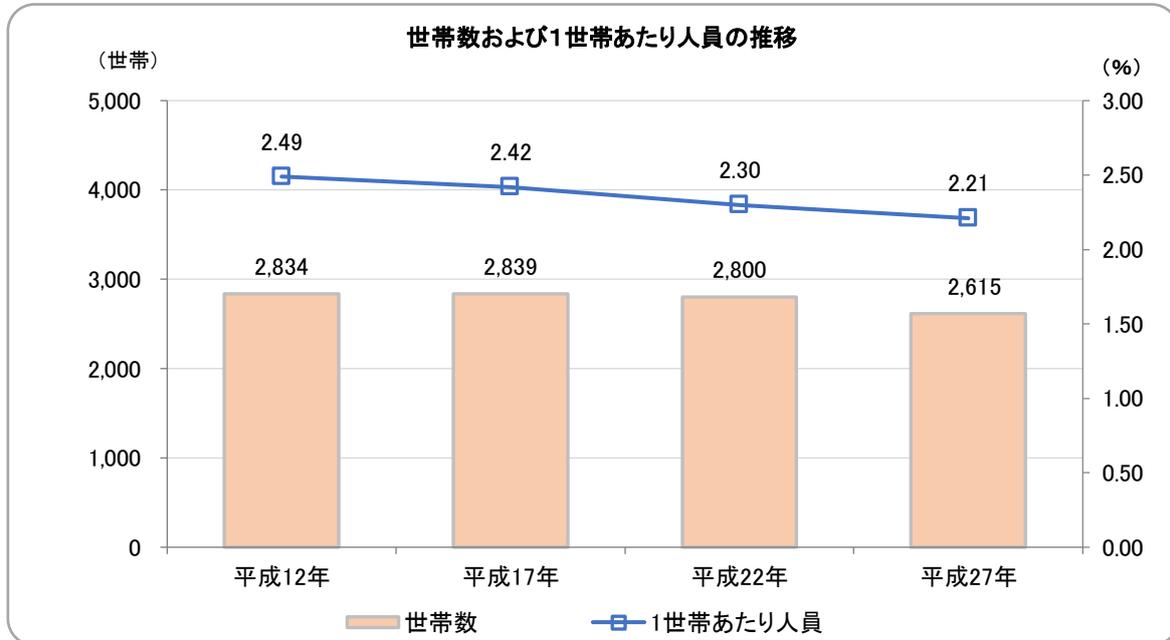
※平成26年～平成30年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出（資料：住民基本台帳）

(3) 世帯

① 世帯数および1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成27年では2,615世帯で、平成12年から219世帯の減少となっています。

また、1世帯あたり人員は平成12年以降減少傾向で推移しており、平成27年では2.21人となっています。



(資料：国勢調査)

② 世帯の家族類型

世帯の総数は、平成27年では2,615世帯で核家族世帯は、減少傾向にあります。一方、単身世帯、母子世帯は増加傾向にあります。

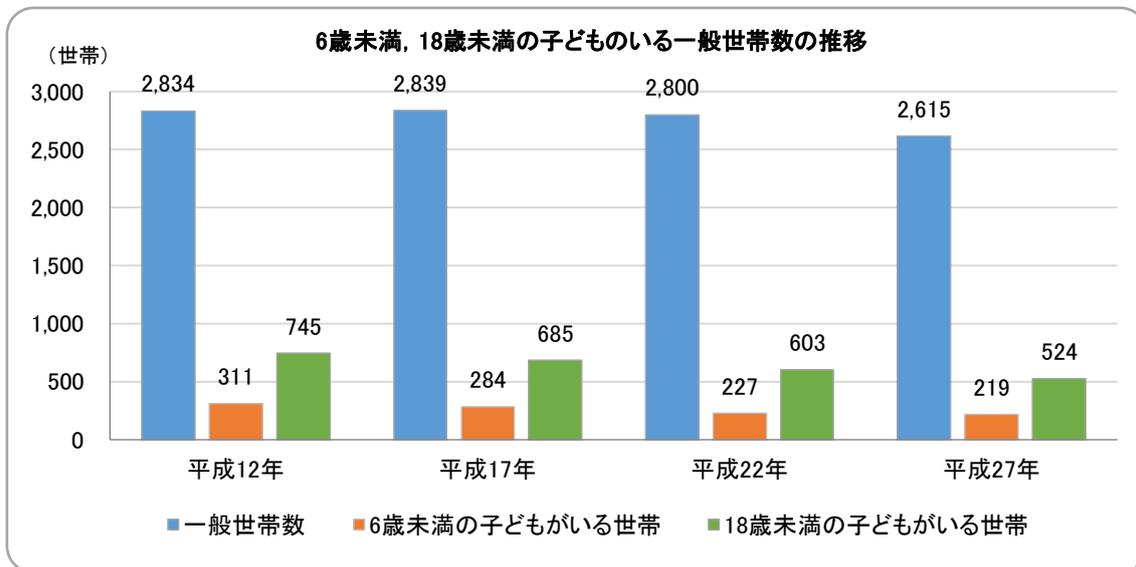
家族類型別世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	2,834	2,839	2,800	2,615
A 親族世帯	2,107	2,016	1,895	1,711
I 核家族世帯	1,902	1,823	1,728	1,572
(1) 夫婦のみ	790	730	718	678
(2) 夫婦と子ども	838	774	681	596
(3) 男親と子ども	53	64	57	48
(4) 女親と子ども	221	255	272	250
II その他の親族世帯	205	193	167	139
B 非親族世帯	3	5	25	19
C 単身世帯	724	818	880	885
母子家庭(再掲)	42	50	66	67
父子家庭(再掲)	15	12	16	10

(資料：国勢調査)

※家族類型「不詳」も含まれます。

③ 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

6歳未満の親族のいる世帯は、平成27年では219世帯で平成12年から92世帯の減少となっています。18歳未満の親族のいる世帯は、平成27年では524世帯で平成12年から221世帯の減少となっています。

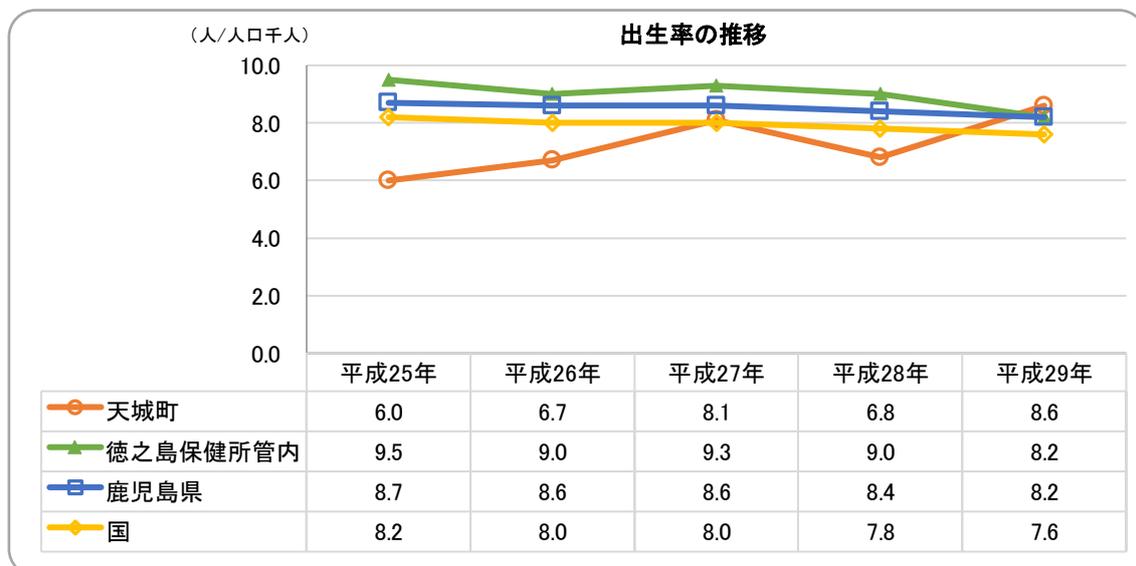


(資料：国勢調査)

(4) 結婚・出産等

① 出生率の推移

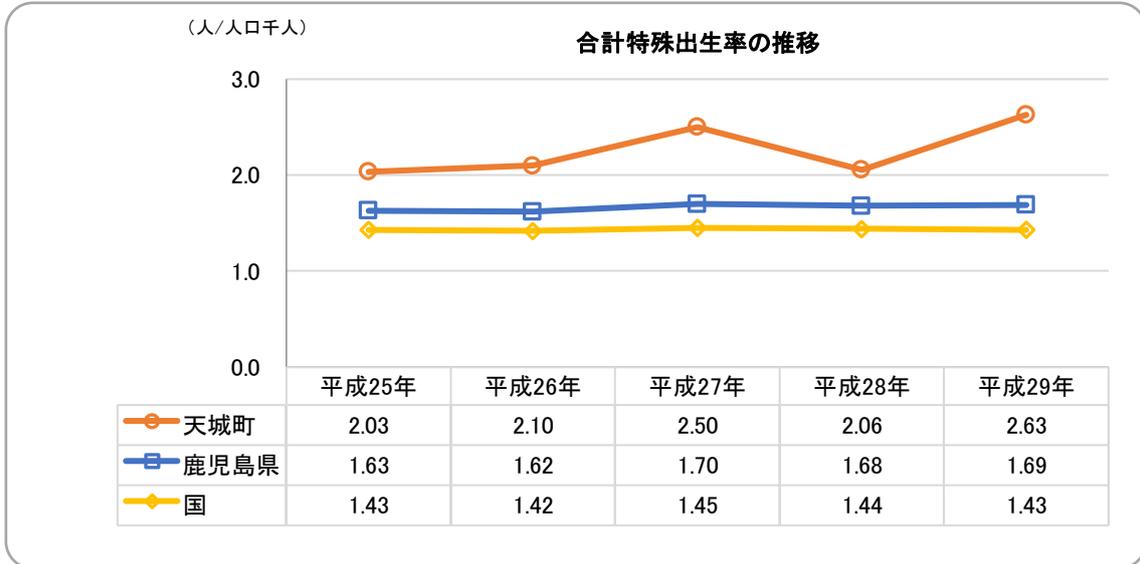
出生率は、平成25年で6.0でしたが平成29年で8.6と増加傾向にあり、鹿児島県、国、徳之島保健所管内と比較して高くなっています。



(資料：人口動態統計)

②合計特殊出生率の推移

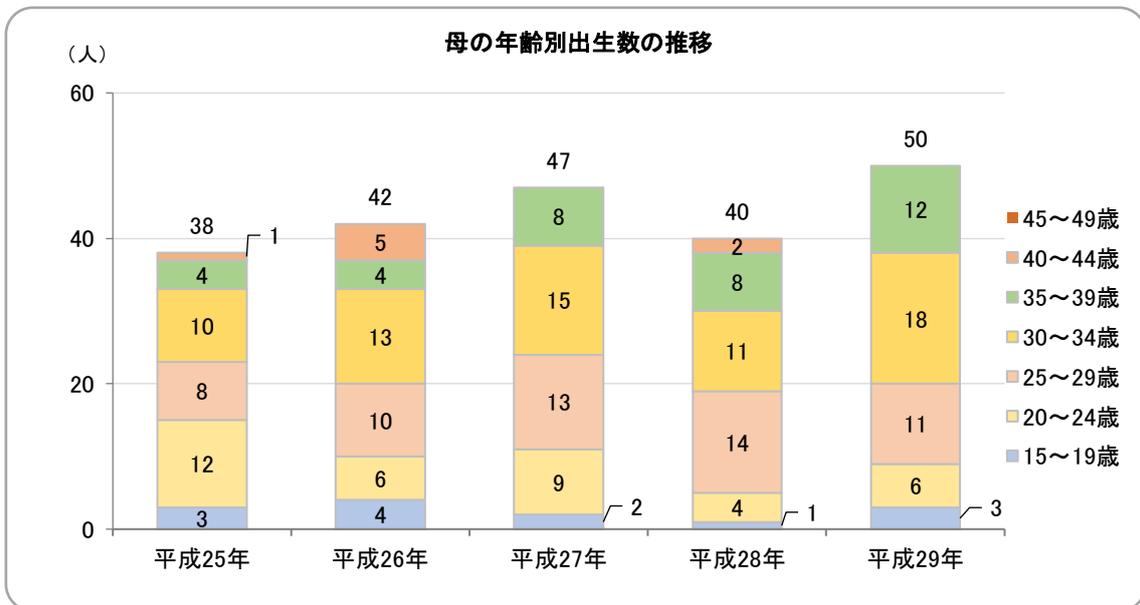
一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均を示す合計特殊出生率は、平成29年で2.63となっています。平成28年に減少しましたが、いずれの年も2.0以上となり、鹿児島県、国と比較すると高い割合で推移しています。



(資料：人口動態統計)

③母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数は、増加傾向にあります。29歳以下の出生数は減少していますが、30代の出生数は増加しています。



(資料：人口動態統計)

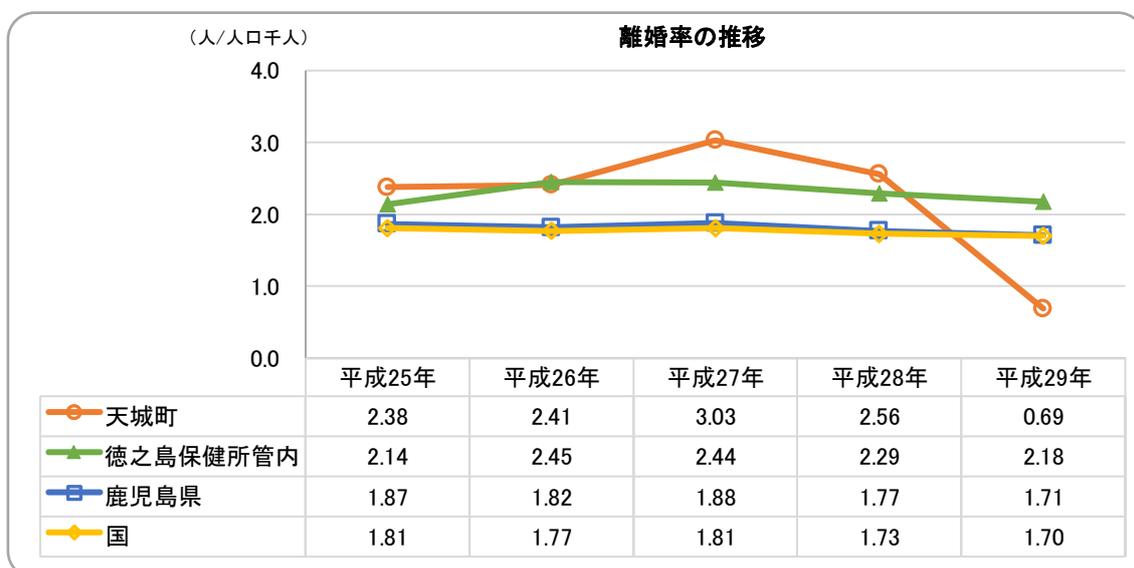
④婚姻率の推移

婚姻率は、平成29年で3.1と横ばいで推移していますが、徳之島保健所管内、鹿児島県、国と比較して低くなっています。

(資料：人口動態統計)

⑤離婚率の推移

離婚率は、平成27年で3.03と徳之島保健所管内、鹿児島県、国と比較して高くなっていましたが、それ以降減少傾向にあり平成29年では0.69と徳之島保健所管内、鹿児島県、国と比較して低くなっています。

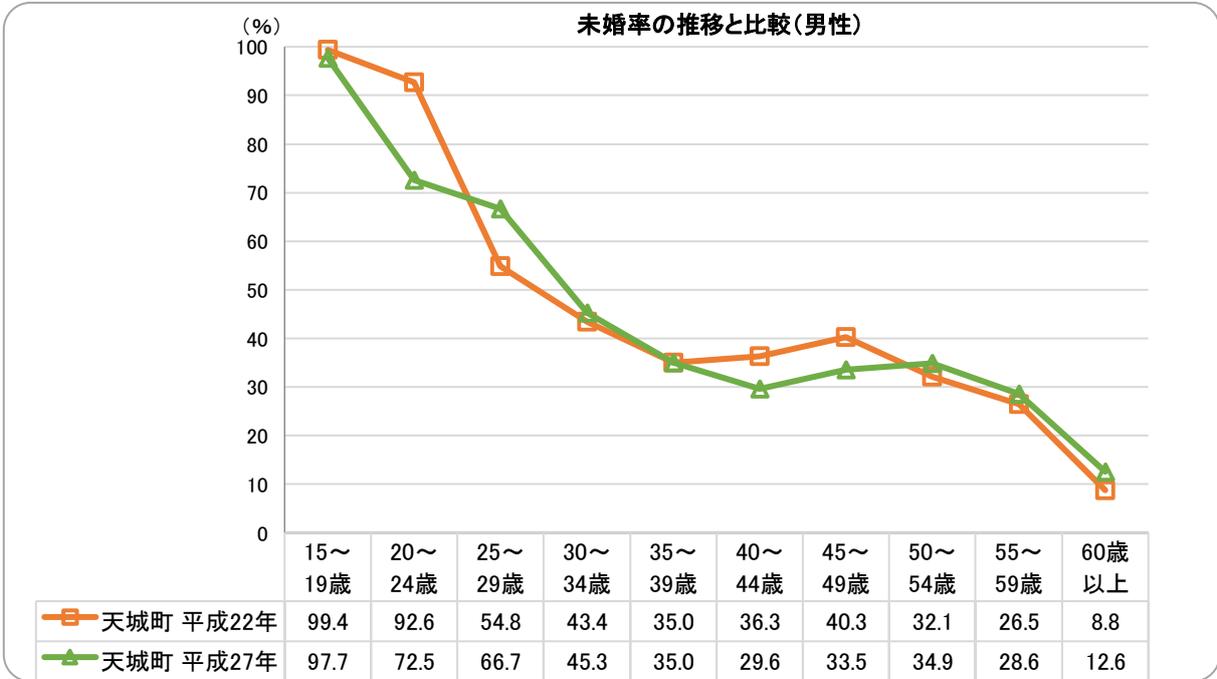


(資料：人口動態統計)

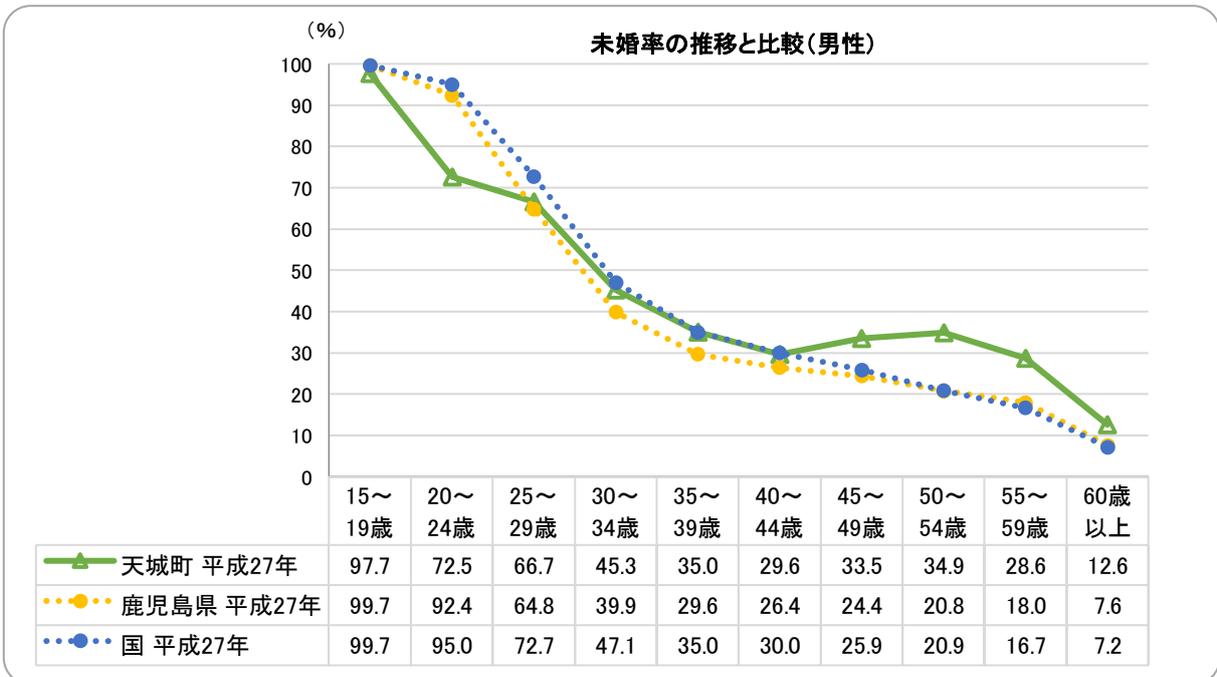
⑥未婚率の推移と比較

平成 27 年の男性の未婚率は、15 歳～24 歳では鹿児島県、国を下回っています。一方 45 歳以上は鹿児島県、国より 5 ポイント以上高くなっています。

平成 22 年と平成 27 年を比較すると 24 歳以下は下回りましたが、25～29 歳では 10 ポイント以上高くなっています。



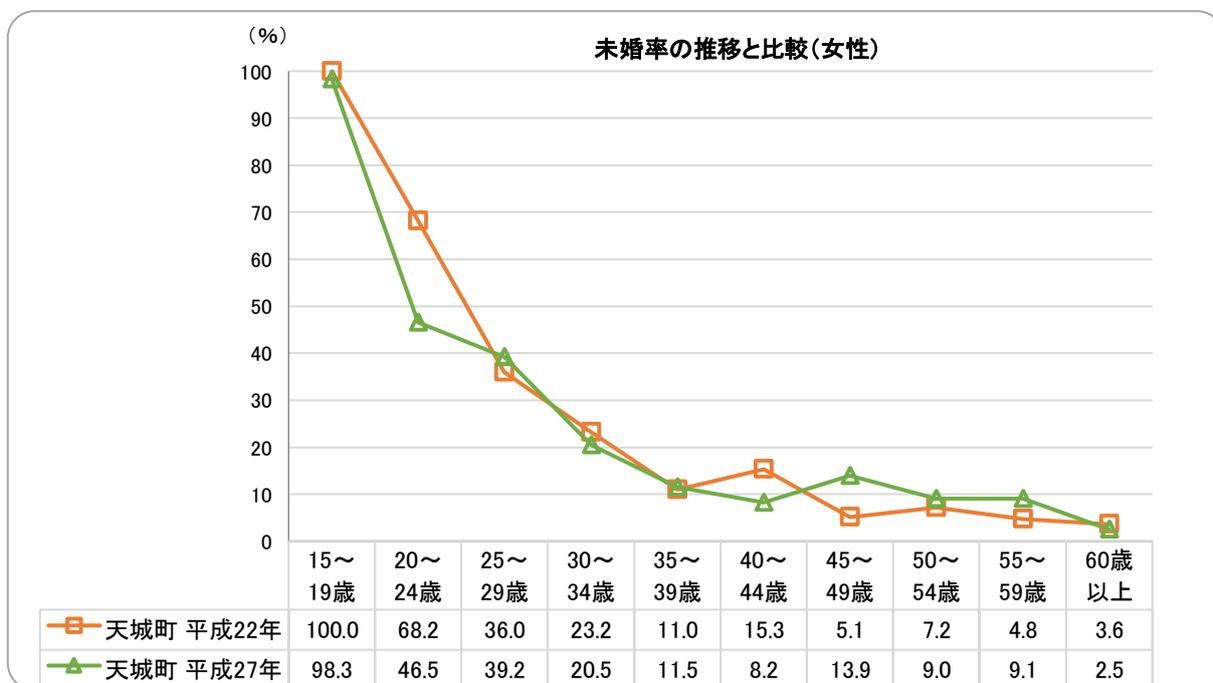
(資料：国勢調査)



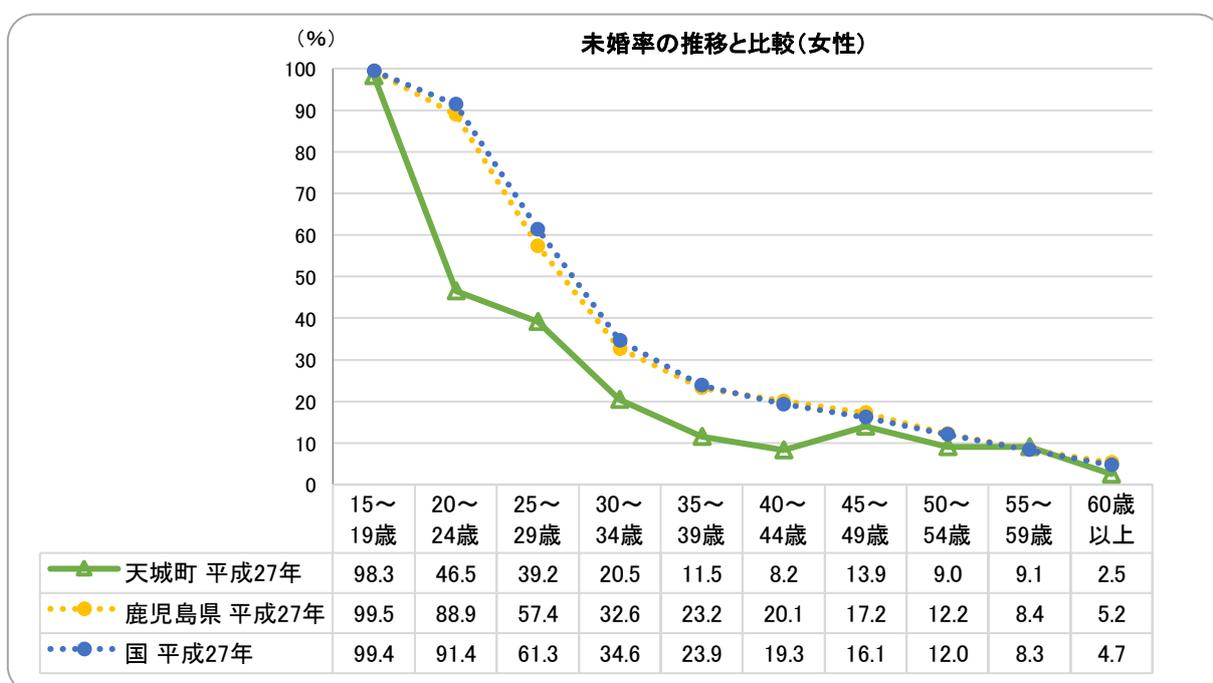
(資料：国勢調査)

平成 27 年の女性の未婚率は、15～54 歳では鹿児島県、国より下回っています。特に 20～24 歳では鹿児島県、国と比較すると 40 ポイント以上低くなっています。

平成 22 年と平成 27 年を比較すると 20～24 歳で 20 ポイント以上低くなっています。



(資料：国勢調査)



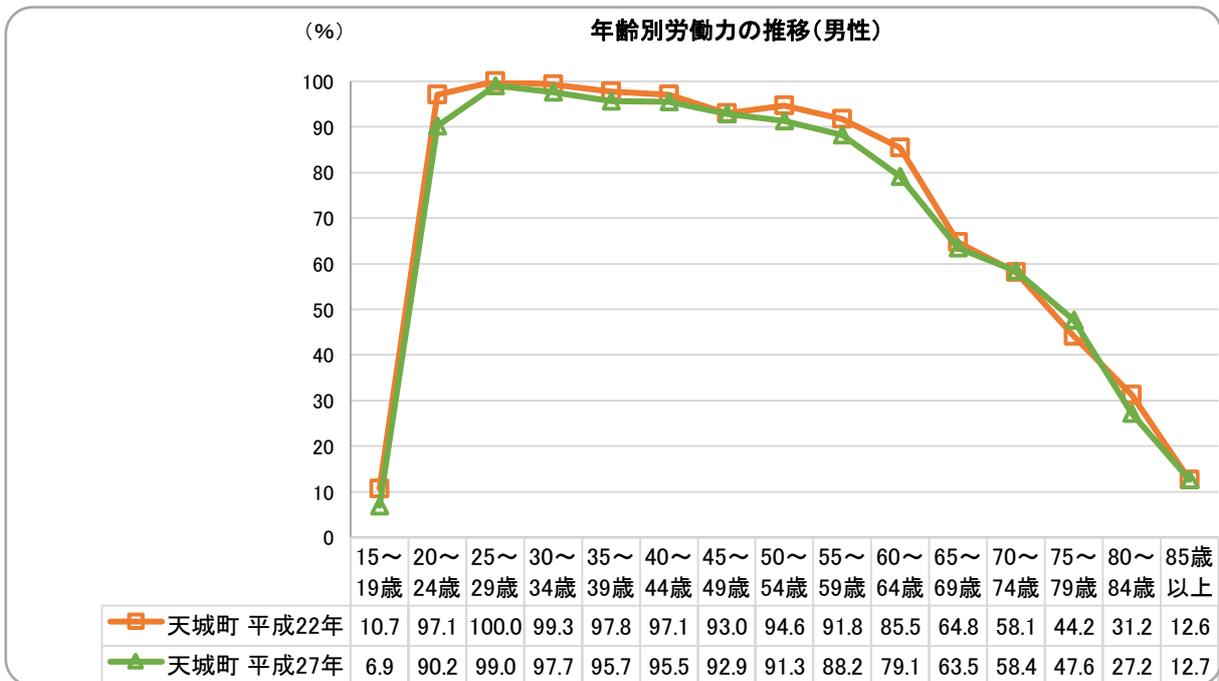
(資料：国勢調査)

(5) 就労状況

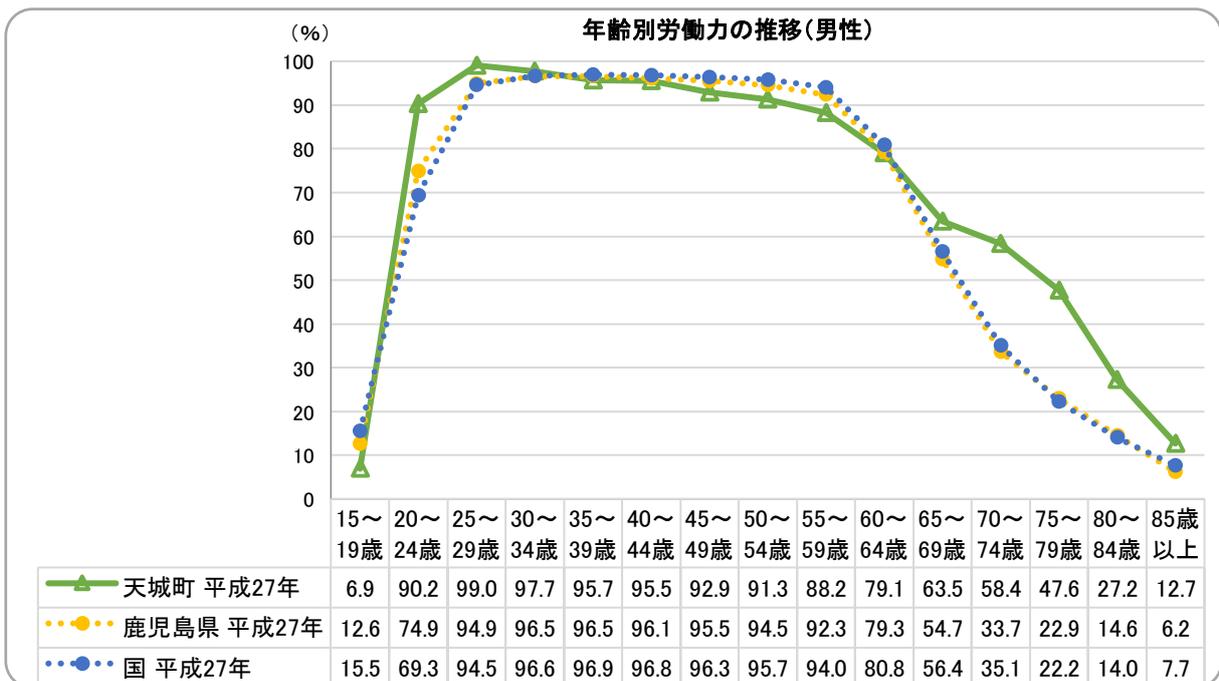
① 男性の年齢別労働力率の推移

平成27年の男性の年齢別労働力率は、20～34歳、65歳以上では鹿児島県、国より上回っています。また70歳代は、鹿児島県、国より20ポイント以上高くなっています。

平成22年と比較すると、15～69歳以下は下回り、特に20～24歳は約7ポイント低くなっています。



(資料：国勢調査)

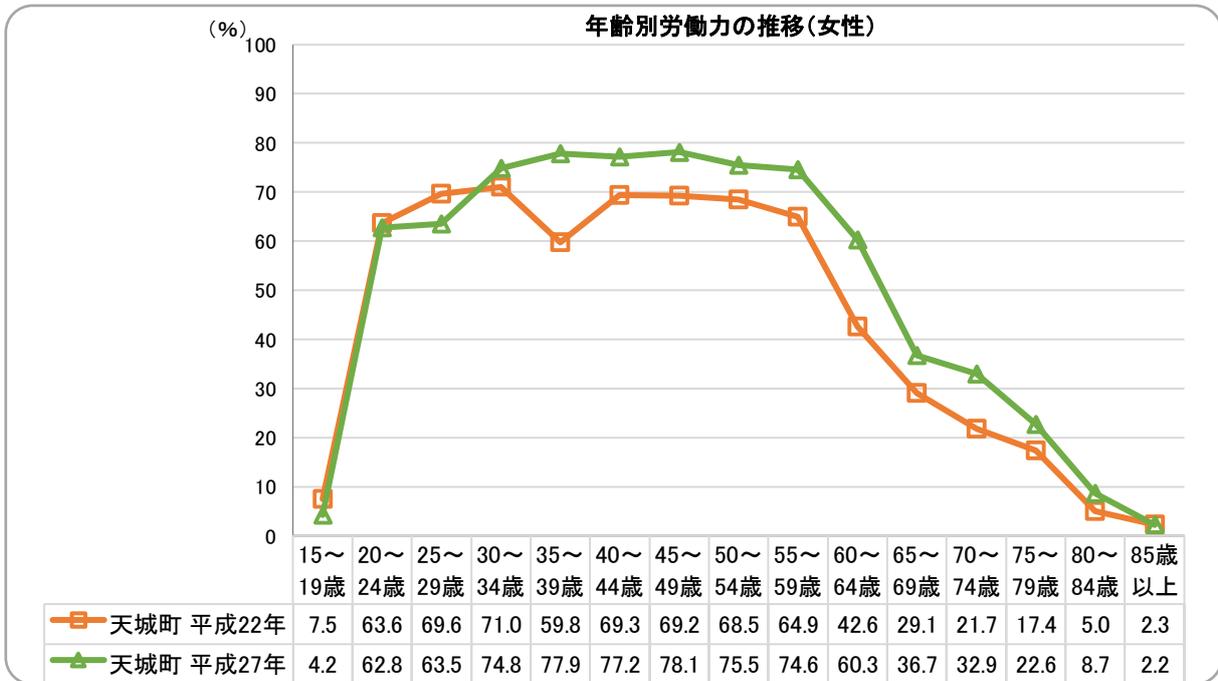


(資料：国勢調査)

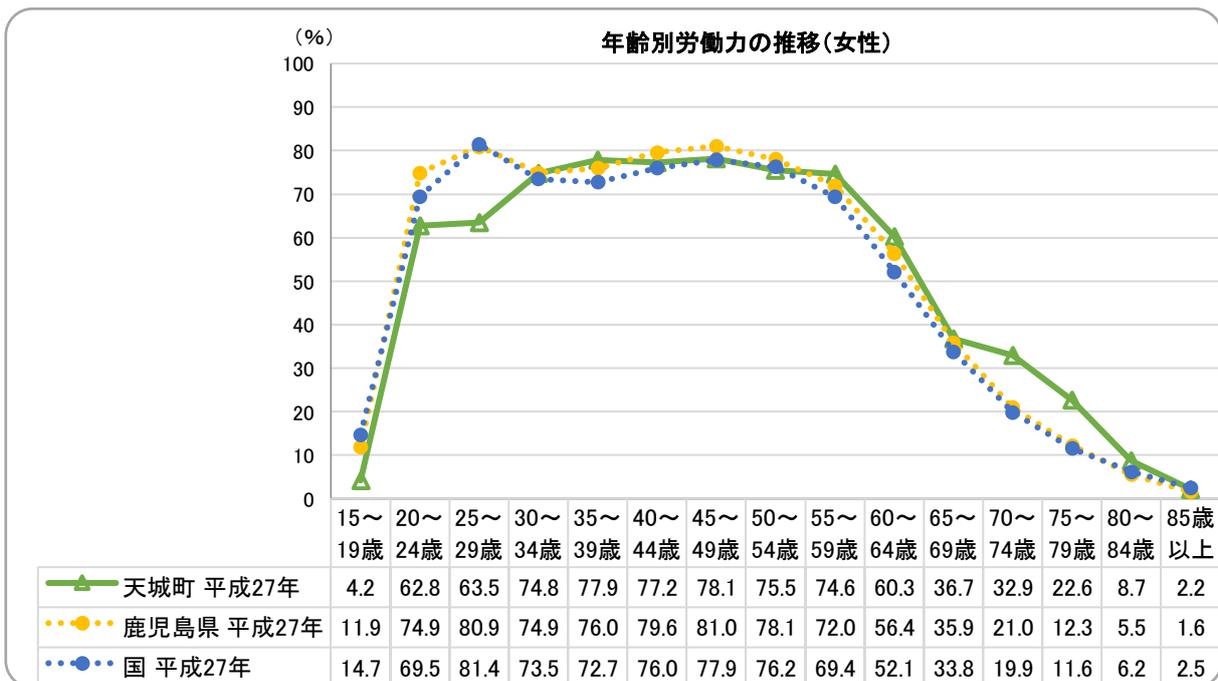
②女性の年齢別労働力率の推移

平成27年の女性の年齢別労働力率は、15～29歳では鹿児島県、国より下回っています。特に25～29歳では15ポイント以上低くなっています。

平成27年の女性の年齢別労働力率は、20代では6割となっていますが、30代から50代は7割以上となっています。平成22年と比較すると35歳以降は7ポイント以上高く、特に35～39歳では18ポイント以上高くなっています。



(資料：国勢調査)

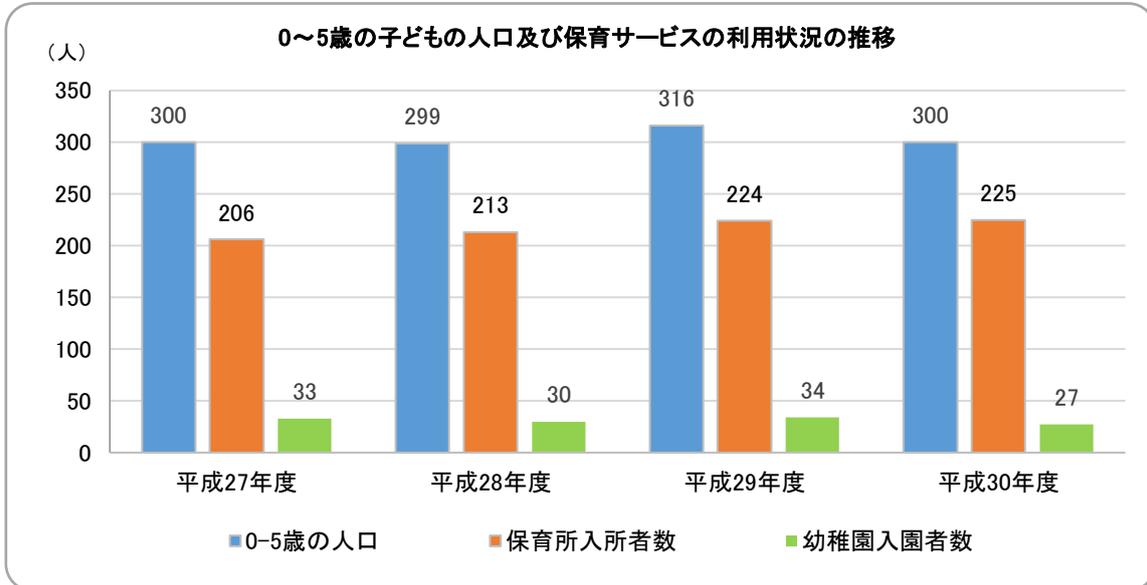


(資料：国勢調査)

(6) 子育て環境の状況

①0～5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移

0～5歳の子どもの人口は、ほぼ横ばいで推移している中、保育所の入所者数は増加傾向、幼稚園の入園者数は横ばいとなっています。

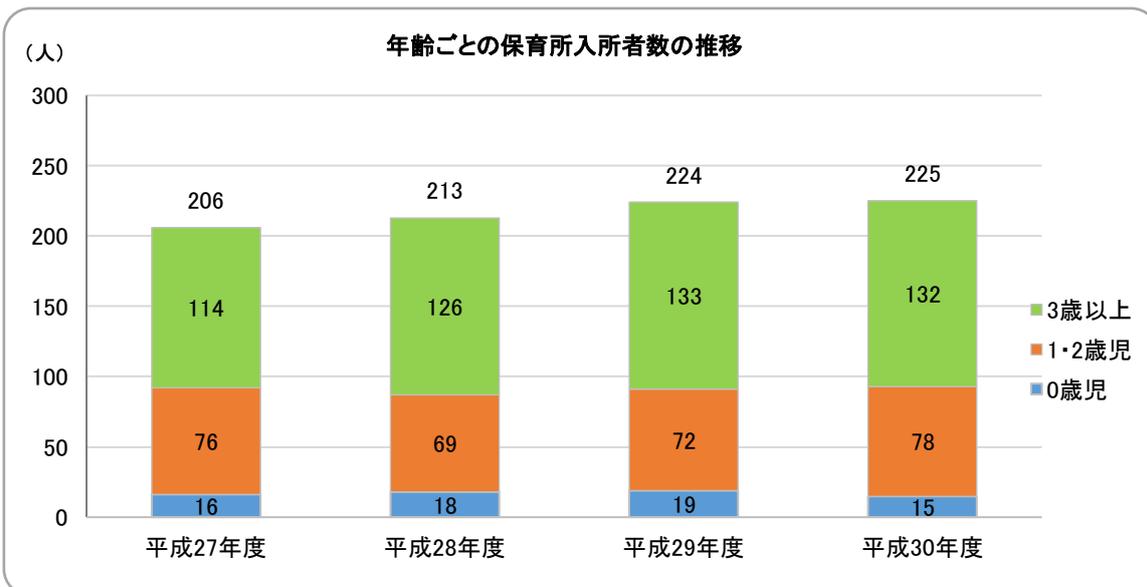


(資料：保健福祉課 各年度3月1日)

②年齢ごとの保育所入所者数の推移

年齢ごとの保育所入所者数は、増加傾向にあります。

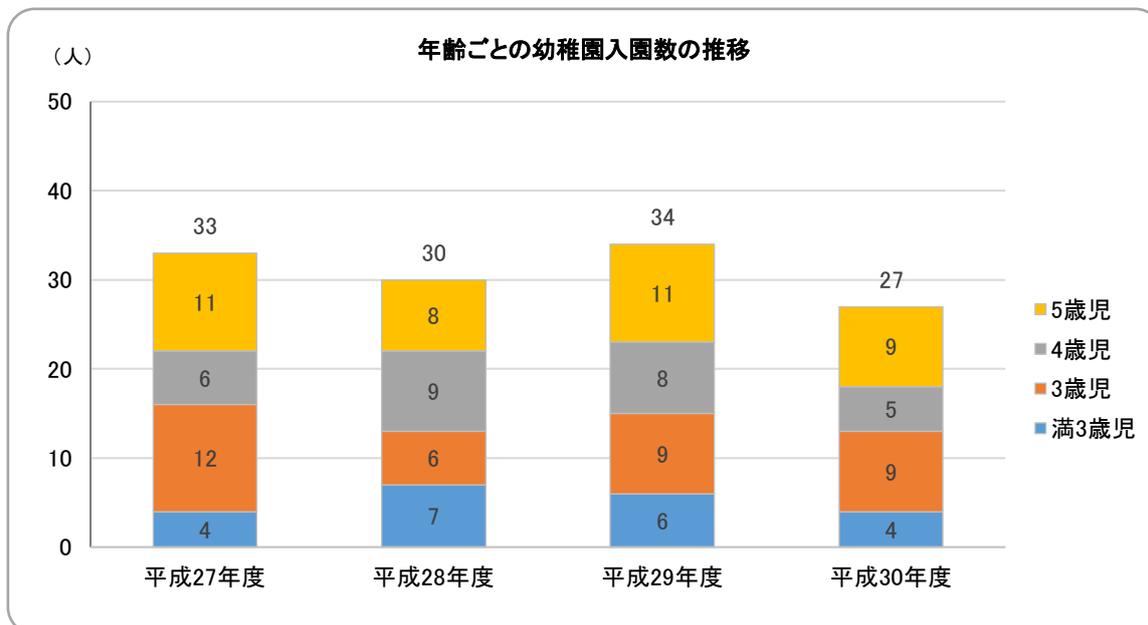
0歳児、1・2歳児の入所者数は横ばいとなっていますが、3歳以上の入所者数は増加しており、約6割となっています。



(資料：保健福祉課 各年度3月1日)

③年齢ごとの幼稚園入園者数の推移

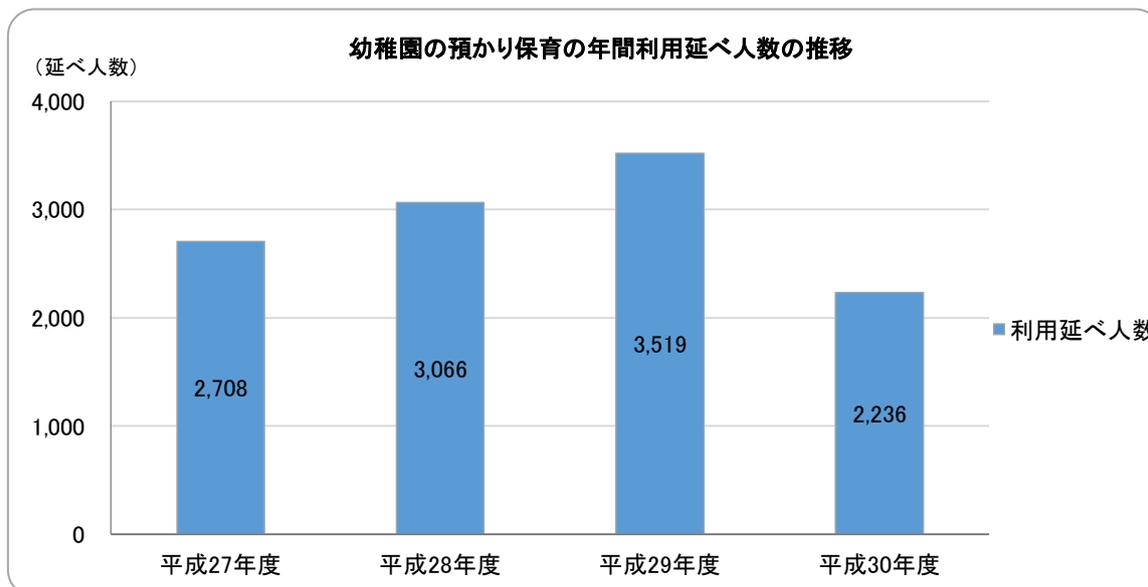
年齢ごとの幼稚園の入園者数は、年度ごとにばらつきがみられますが、横ばいとなっています。



(資料：保健福祉課 各年度3月1日)

④幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数の推移

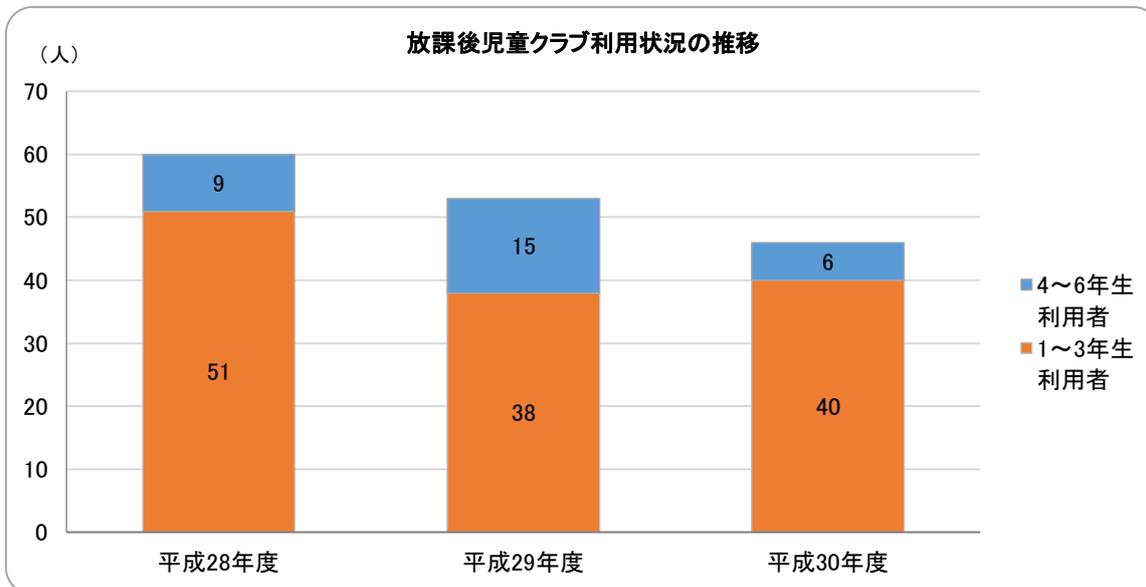
幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数は、平成30年度には2,236人と平成27年度と比較して472人の減少となりましたが、平成29年度は3,519人と多くなっています。



(資料：保健福祉課 各年度3月31日)

⑤放課後児童クラブ利用状況の推移（1～3年生利用者数，4～6年生利用者数）

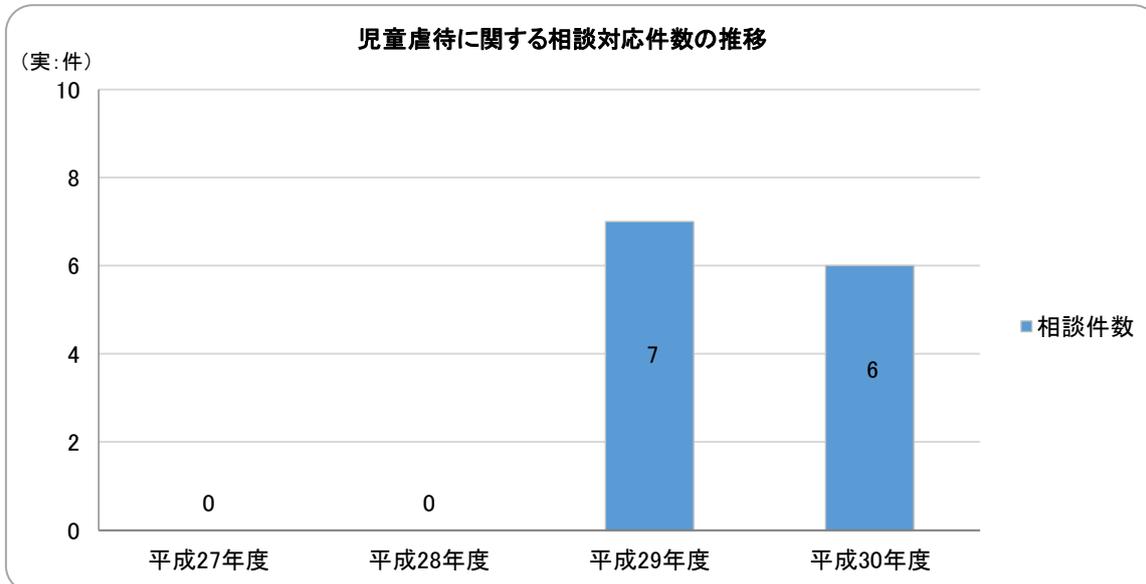
放課後児童クラブの利用状況は，減少傾向にあります。



（資料：保健福祉課 各年度3月31日）

⑥児童虐待に対する相談対応件数の推移

児童虐待に対する相談対応件数は，平成29年度7件，平成30年度6件となっています。

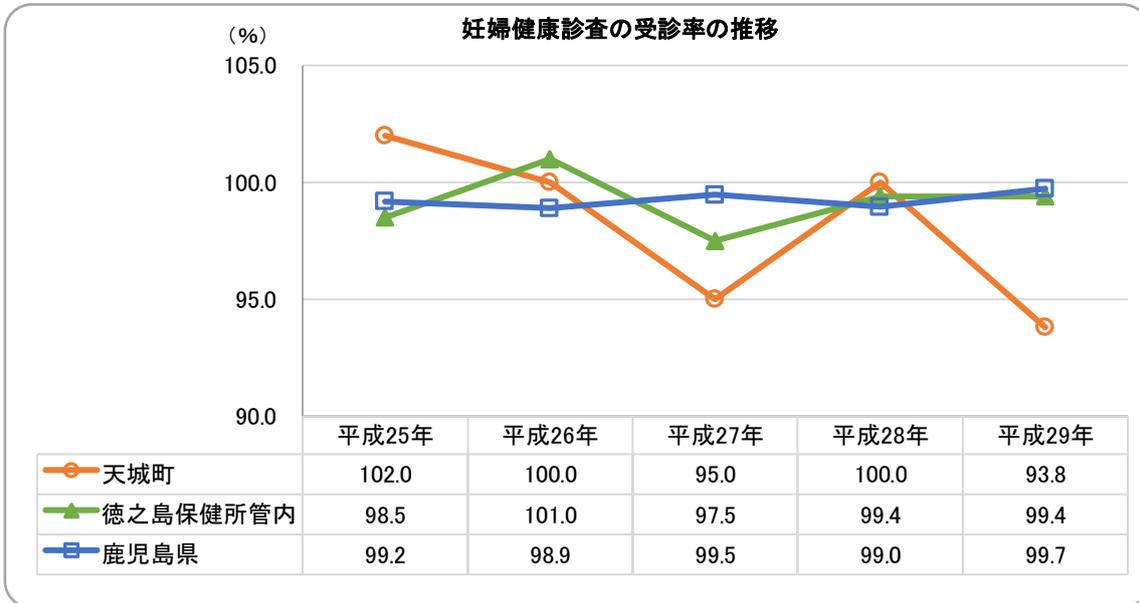


（資料：保健福祉課 各年度3月31日）

(7) 母子保健に関する状況

① 妊婦健康診査受診率

妊婦健康診査の受診率の推移は、ほぼ全数受診で推移していますが、平成29年は93.8%となり、徳之島保健所管内、鹿児島県より低くなっています。

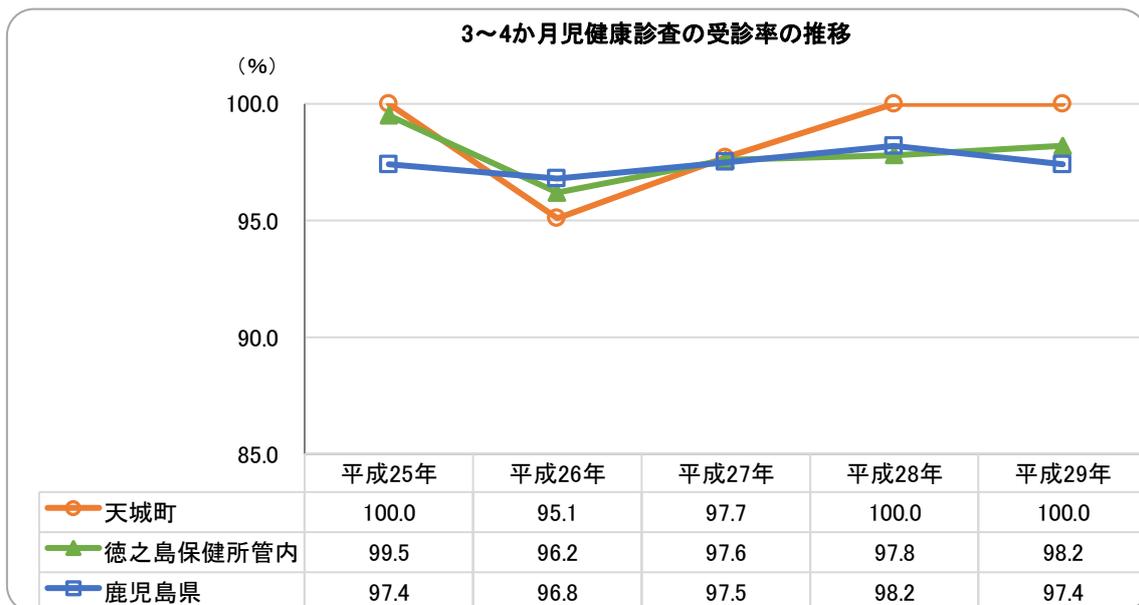


(資料：鹿児島県の母子保健)

② 乳児（3～4か月児）健康診査受診率

乳児（3～4か月児）健康診査受診率は、平成25年、平成28年、平成29年は100.0%となり、いずれの年も95.0%以上となっています。

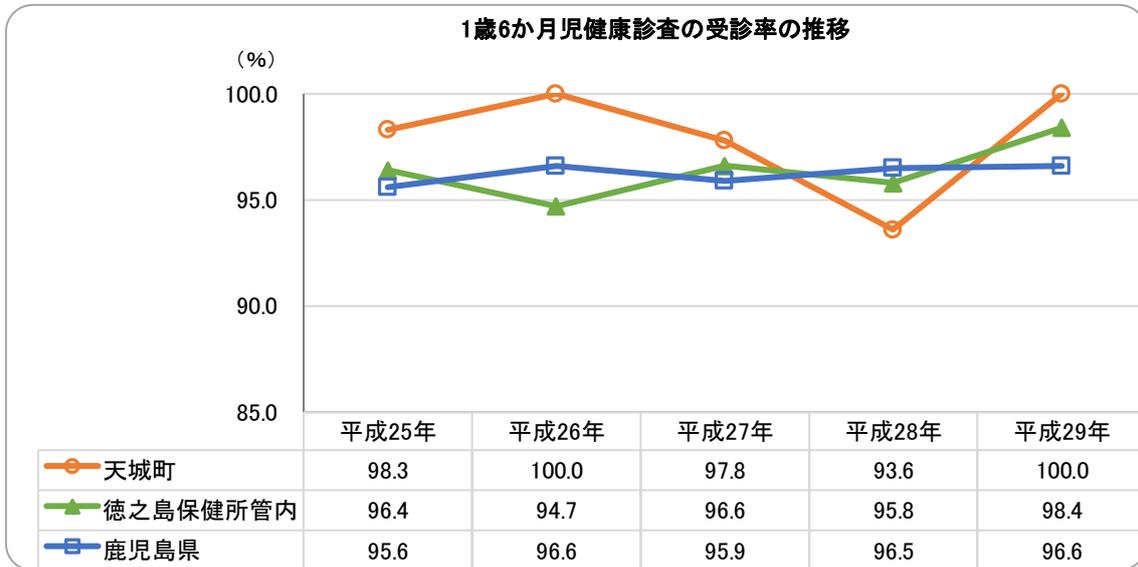
平成26年以外は、徳之島保健所管内、鹿児島県より高くなっています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

③ 1歳6か月児健康診査受診率

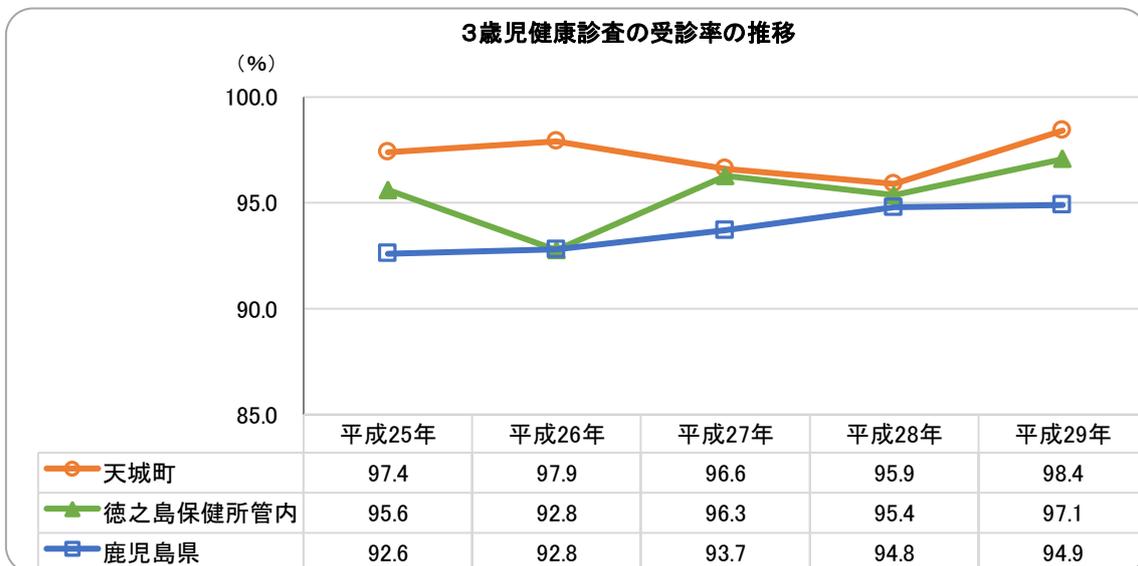
1歳6か月児健康診査受診率は、平成26年、平成29年は100.0%となっていますが、平成28年は93.6%と徳之島保健所管内、鹿児島県より低くなっています。



(資料：鹿児島県の母子保健)

④ 3歳児健康診査受診率

3歳児健康診査受診率は、いずれの年も95.0%以上となり、徳之島保健所管内、鹿児島県より高くなっています。



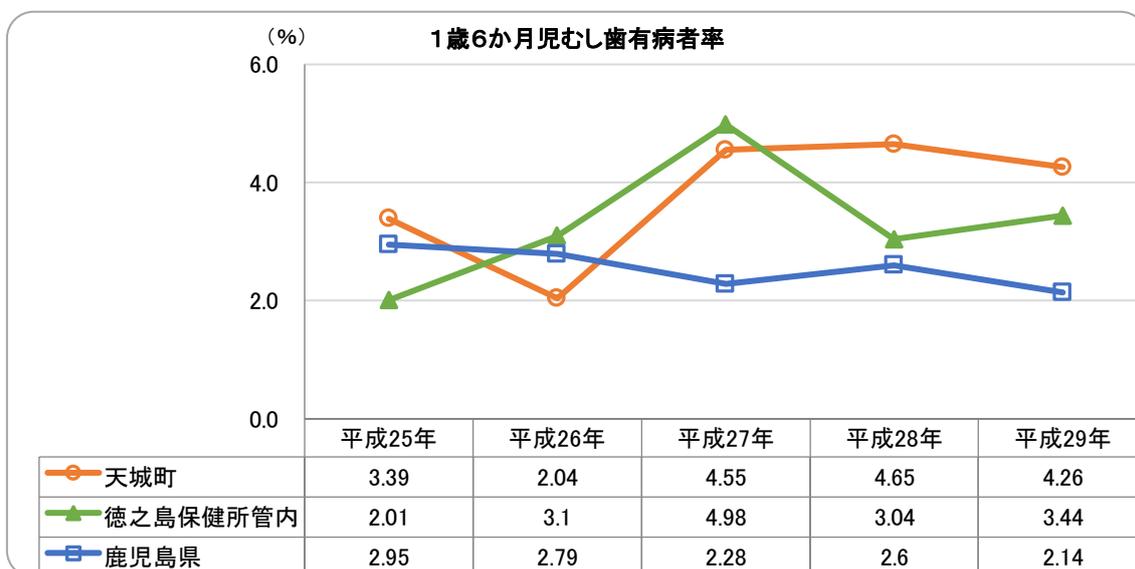
(資料：鹿児島県の母子保健)

⑤ 1歳6か月児むし歯有病者率

歯科健康診査受診率・有病者率の推移をみると、1歳6か月児の受診率は、平成28年では91.5%と低くなっています。

むし歯有病者率については、平成25年では3.39%でしたが、平成29年では4.26%と増加傾向にあり徳之島保健所管内、鹿児島県より高くなっています

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
天城町	98.30	100.00	97.80	91.50	100.00
徳之島保健所管内	95.90	93.70	96.60	95.00	97.90
鹿児島県	96.10	95.60	96.20	97.10	96.40



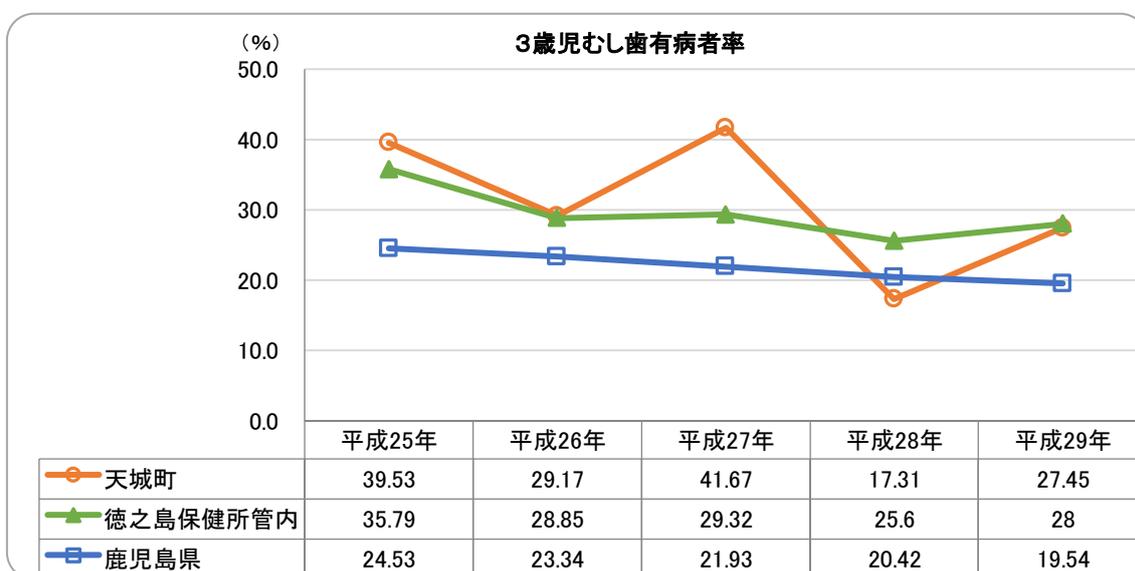
(資料：鹿児島県の母子保健)

⑥ 3歳児むし歯有病者率

歯科健康診査受診率・有病者率の推移をみると、3歳児の受診率は、徳之島保健所管内、鹿児島県より高く推移しています。

むし歯有病者率については、平成25年で39.53%と徳之島保健所管内、鹿児島県より高くなっていましたが、平成29年では27.45%と10%以上低くなっています。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
天城町	97.70	94.10	96.00	94.50	100.00
徳之島保健所管内	91.30	90.20	95.00	95.70	94.40
鹿児島県	93.20	94.20	94.60	95.70	95.10



(資料：鹿児島県の母子保健)

⑦ 天城町の予防接種実施状況

予防接種実施状況は、年によって増減はありますが、平成28年度以降予防接種の受診率が高くなっています。特に麻疹・風疹の1期、日本脳炎の第2期の接種が高くなっています。

年次	BCG	四種混合		麻疹・風疹		日本脳炎		
		初回	追加	1期	2期	第1期 初回	第1期 追加	第2期
平成25年度	100	95.7	0.0	90.9	96.8	71.6	92.7	29.3
平成26年度	97.8	100.0	100.0	88.7	98.0	98.3	97.1	88.5
平成27年度	100	100.0	100.0	100.0	97.9	98.7	98.5	92.6
平成28年度	97.6	81.9	110.6	162.5	105.9	95.4	106.2	223.1
平成29年度	74.1	108.0	11.6	145.2	100.0	102.3	105.3	168.8

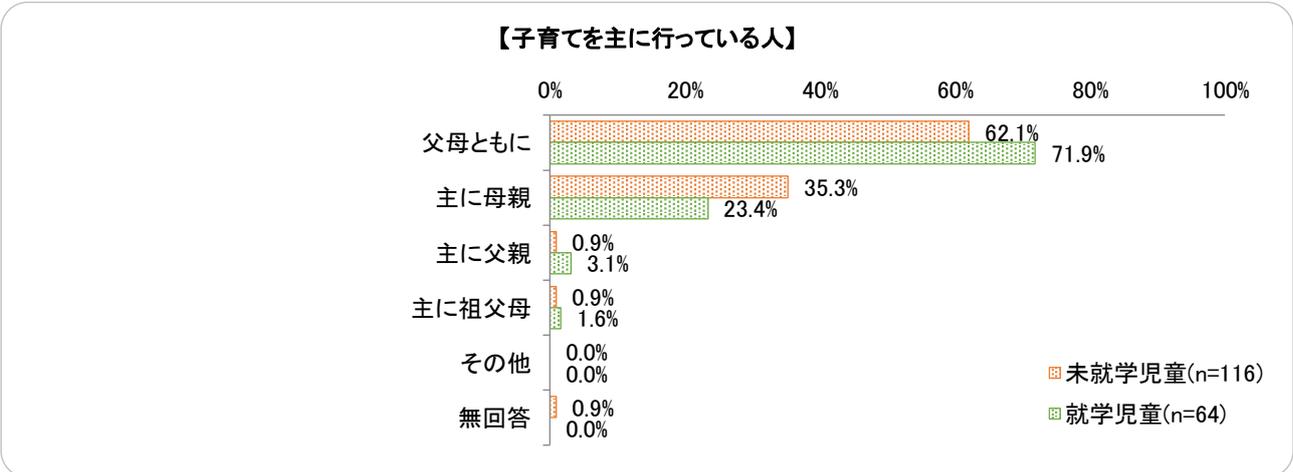
(資料：鹿児島県の母子保健)

※対象者数は当該年度に新たに標準的接種期間に達した人数であることに對し、接種者数は当該年度に定期予防接種を実施した人数であるため、接種は100%を超える場合があります。

2 子ども子育て支援事業二一ズ調査結果概要

(1) 子育てを主に行っている人について

子育て(教育を含む)を主に行っている方については、未就学児童では「父母ともに」(62.1%)、「主に母親」(35.3%)、就学児童では「父母ともに」(71.9%)、「主に母親」(23.4%)の順となっています。

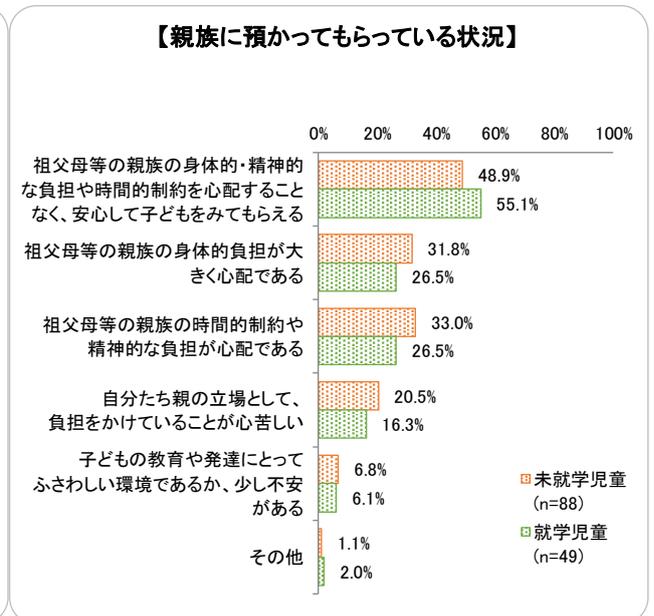
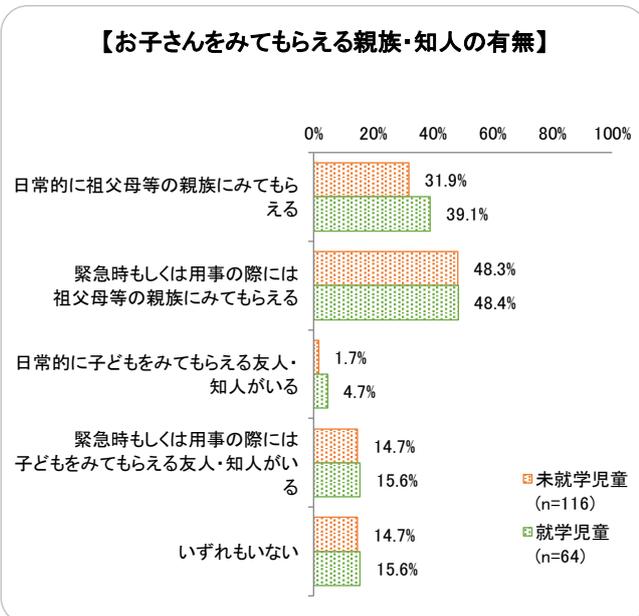


(2) 子どもの育ちをめぐる環境について

子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と祖父母等に子どもを安心してみてもらえるという回答が大きく占めています。

日常的に子どもをみてもらえる家庭は3割以上、子どもをみてもらえない家庭は約1割半となっています。

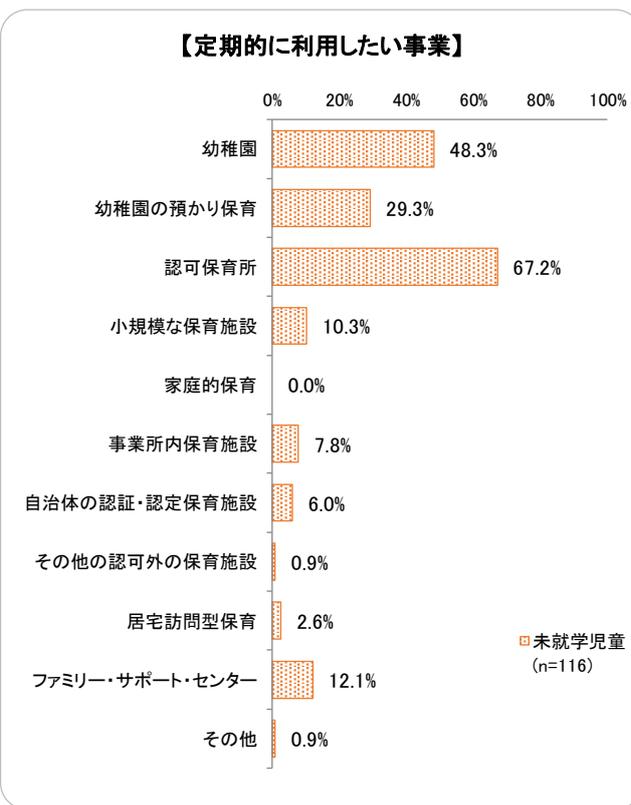
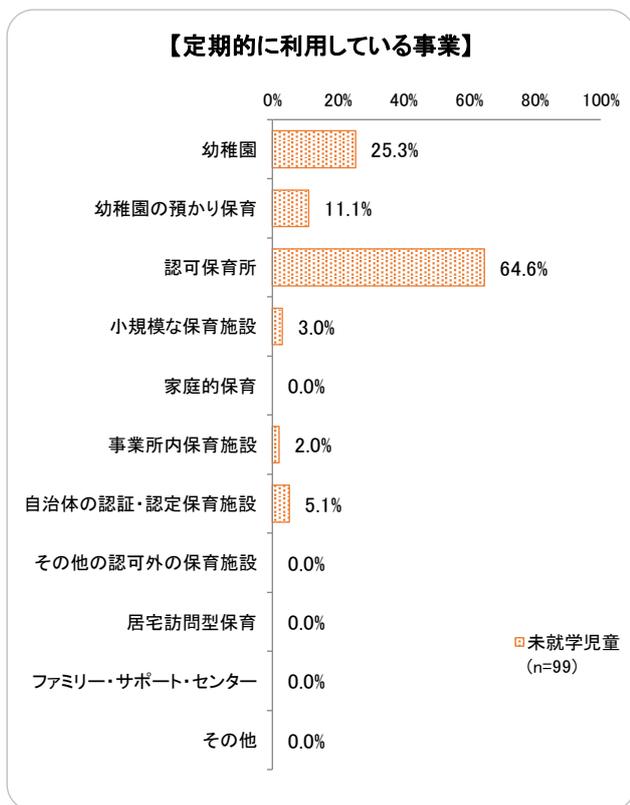
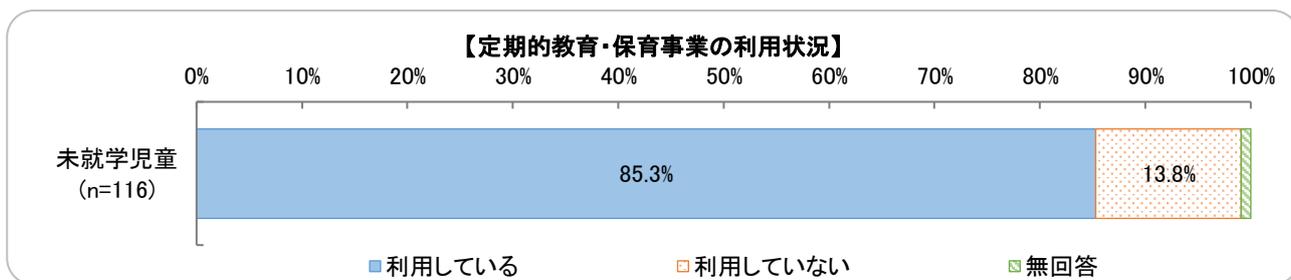
一方、祖父母等の親族に預かってもらっている状況については、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が約5割となっています。



(3) 教育・保育事業の利用状況について

幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の利用状況については、「利用している」が85.3%となり、「認可保育所」(64.6%)、「幼稚園」(25.3%)、「幼稚園の預かり保育」(11.1%)の順となっています。

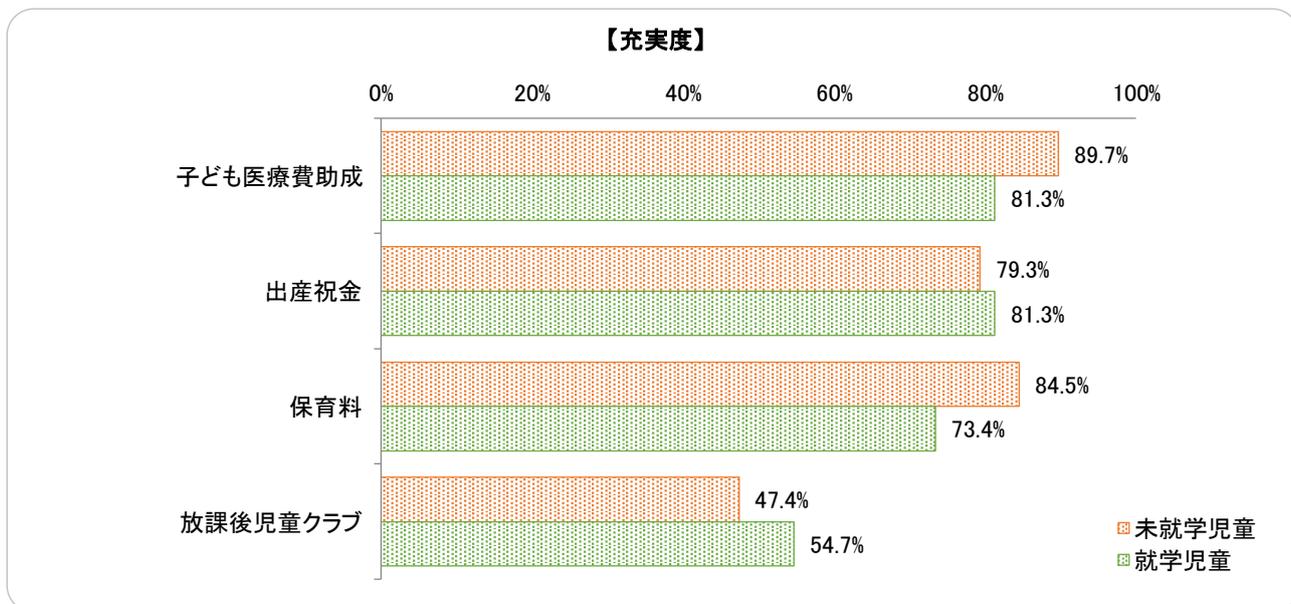
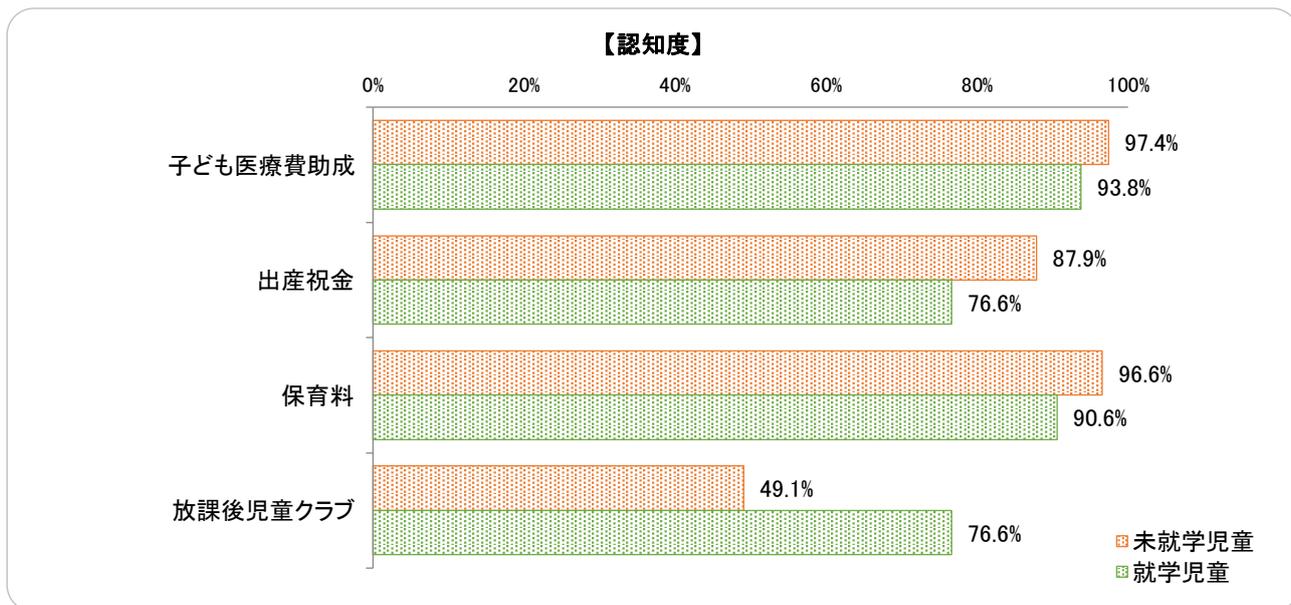
現在の利用の有無にかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したいと考える事業については、「認可保育所」(67.2%)、「幼稚園」(48.3%)、「幼稚園の預かり保育」(29.3%)の順となっています。



(4) 地域の子育て支援事業の認知度・充実度

子育て支援事業の認知度については、未就学児童では「子ども医療費助成」(97.4%)、「保育料」(96.6%)，就学児童では、「子ども医療費助成」(93.8%)「保育料」(90.6%)の順となっています。

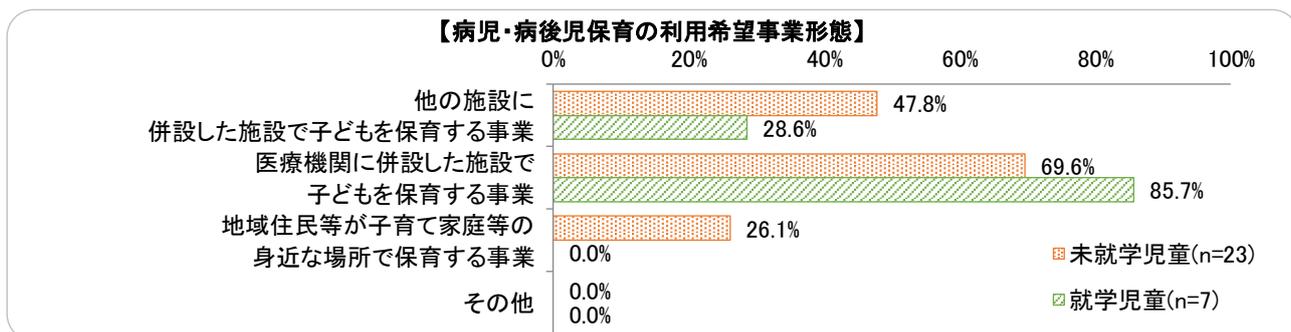
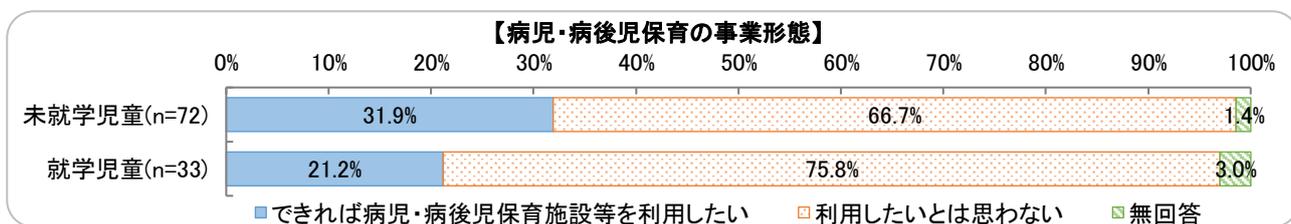
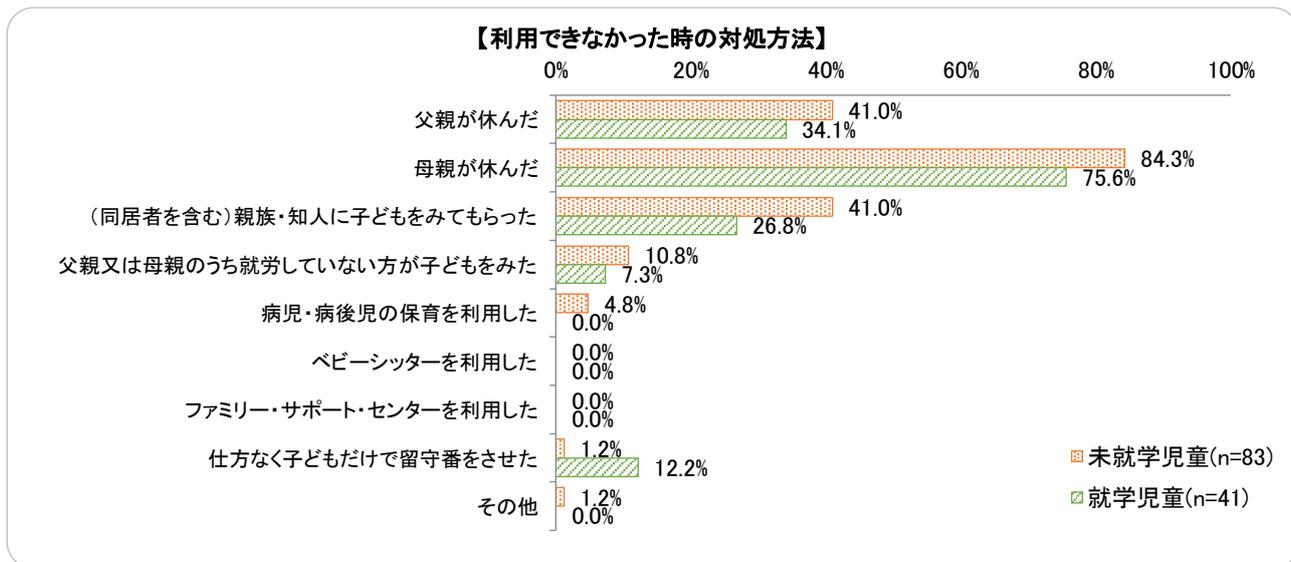
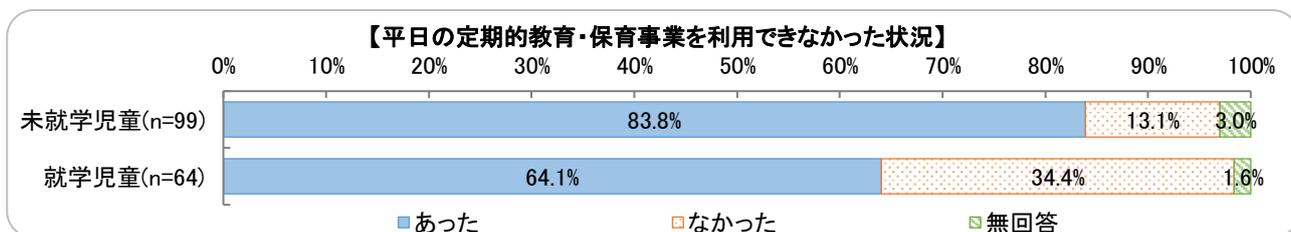
充実度については、未就学児童では「子ども医療費助成」(89.7%)、「保育料」(84.5%) 就学児童では「子ども医療費助成」「出産祝金」(81.3%)，「保育料」(73.4%)の順となっています。



(5) 病気の際の対応

この1年間に子どもの病気やケガで平日の定期的教育・保育事業を利用できなかった人は、未就学児童では8割強、就学児童では6割強となっています。その際に行った対処方法は、未就学児童では「母親が休んだ」(84.3%)、「父親が休んだ」「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」がともに(41.0%)、就学児童では「母親が休んだ」(75.6%)、「父親が休んだ」(34.1%)の順となっています。

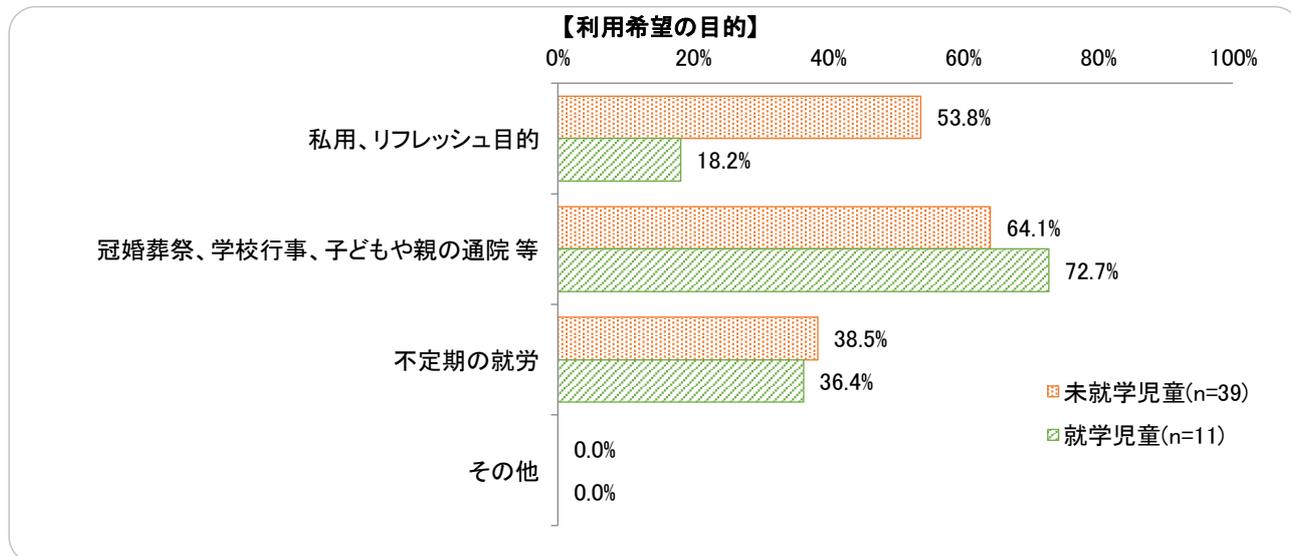
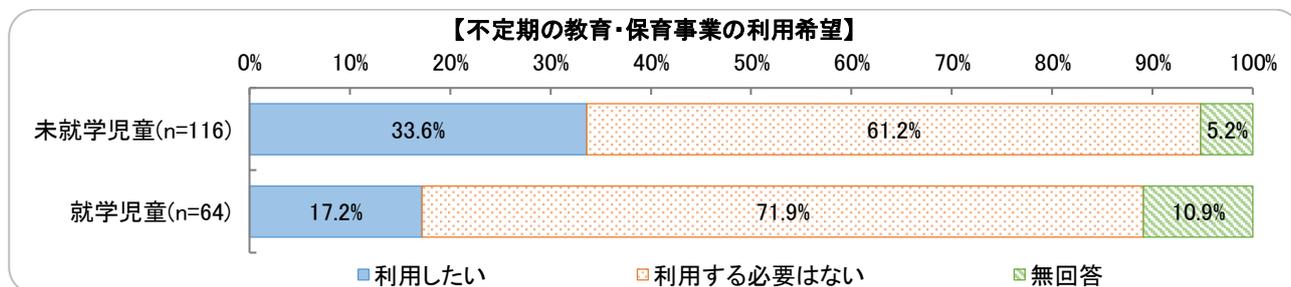
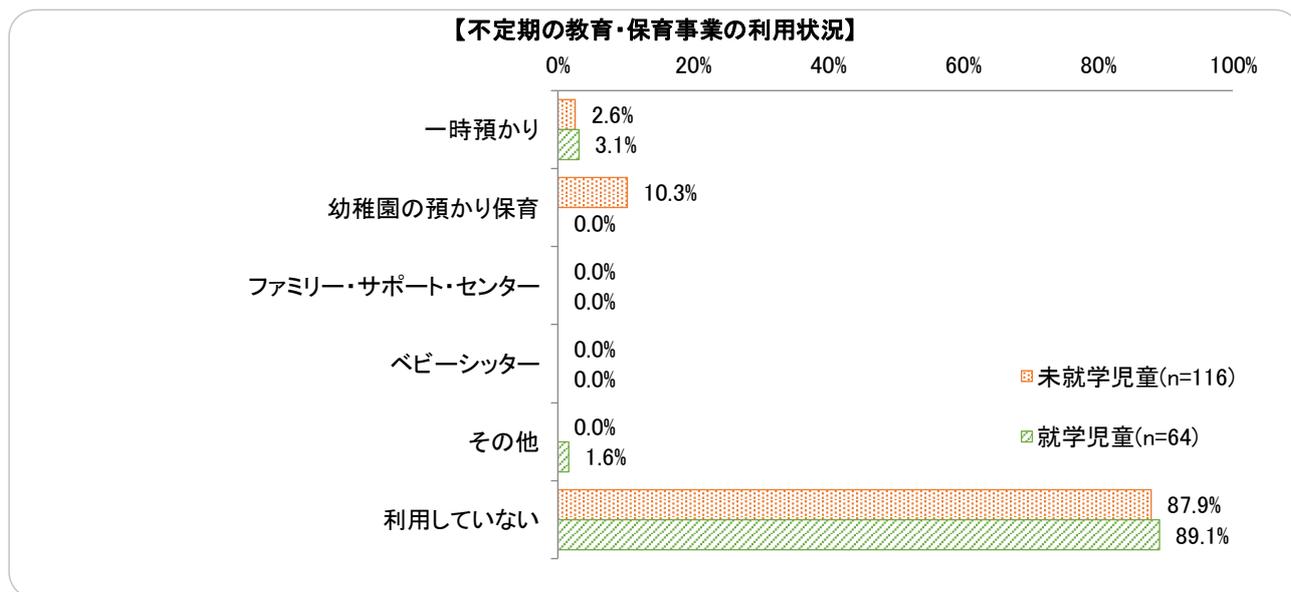
父親、母親が休んで対処した人の病児・病後児保育施設等の利用希望は未就学児童では3割強、就学児童では2割強となっています。病児・病後児保育の事業形態は、未就学児童、就学児童ともに「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」への利用希望が6割以上となっています。



(6) 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用

私用, 親の通院, 不定期の就労などの目的で不定期の教育・保育事業の利用状況については, 約9割が「利用していない」としています。

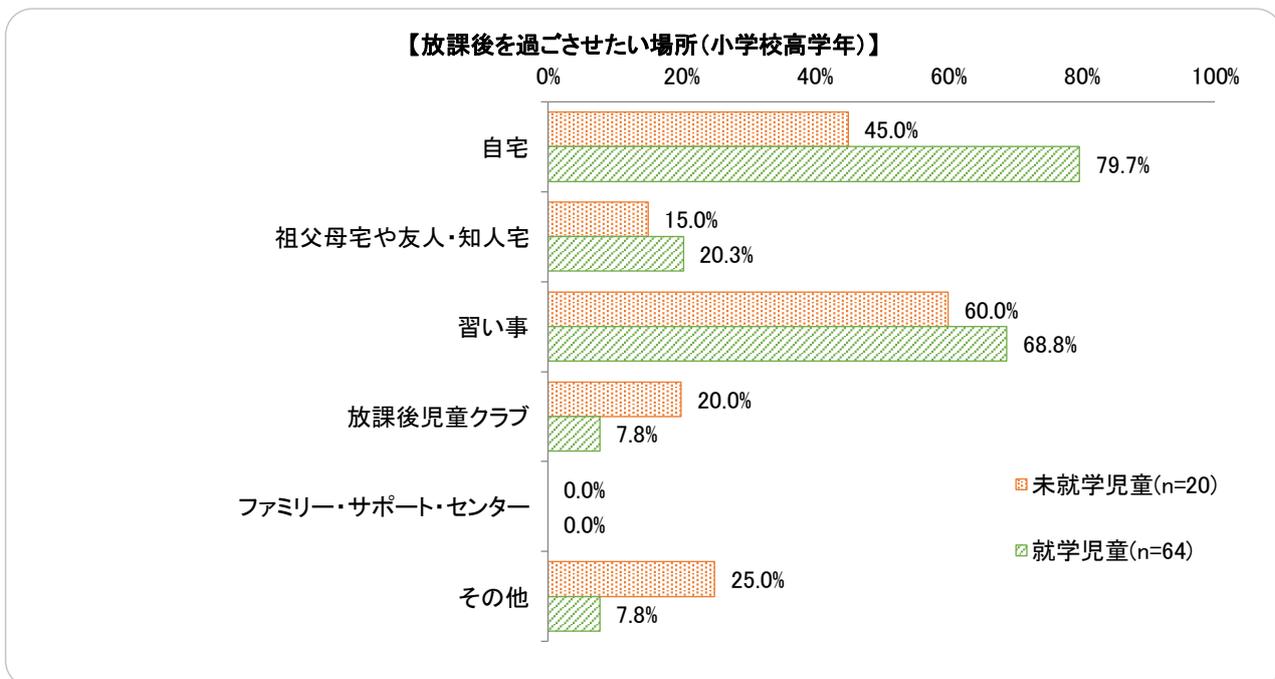
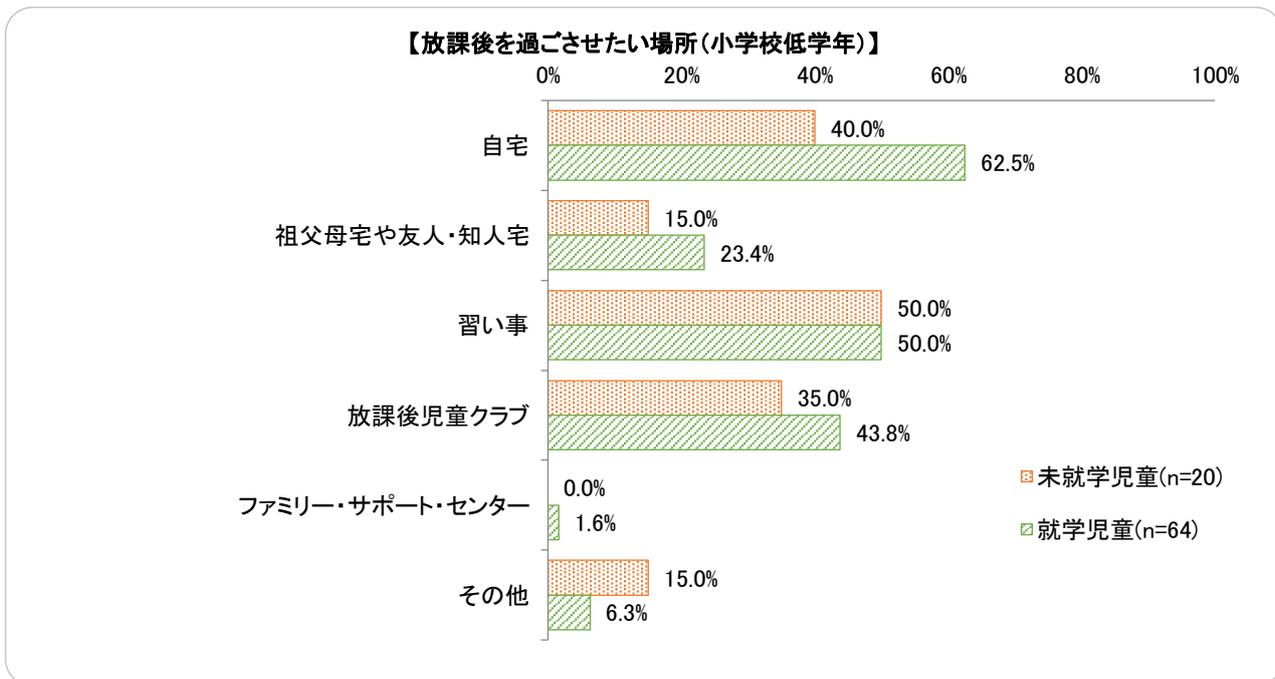
しかしながら, 利用希望については, 未就学児童では「利用したい」が3割強となっており, 現状に比べ利用希望が高い傾向にあります。利用目的としては, 「冠婚葬祭, 学校行事, 子どもや親の通院等」「私用, リフレッシュ目的」が多くなっています。



(7) 放課後の過ごし方

小学校低学年の放課後（平日の小学校終了後）を過ごさせたい場所では、未就学児童では「習い事」（50.0%）、「自宅」（40.0%）、就学児童では「自宅」（62.5%）「習い事」（50.0%）の順となっています。

小学校高学年の放課後（平日の小学校終了後）を過ごさせたい場所では、未就学児童では「習い事」（60.0%）、「自宅」（45.0%）、就学児童では「自宅」（79.7%）「習い事」（68.8%）の順となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 めざす姿

核家族化や就業する女性の増加，地域連帯の希薄化などにより，家庭や地域において子どもを養育する機能の低下が懸念されています。また，少子化に伴い子ども同士のふれあいの機会も減少しています。こうした環境の変化は，子どもの健やかな成長に大きな影響を与えると推測されます。更に，家庭や地域社会における子育ての孤立化，価値観の多様化が進み，個人の生き方も複雑化しており，子育てに意義を感じ，子どもを生き育てたいと思う気持ちをだれもが率直に持つことは難しくなっています。

このような状況の中，保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識の下に，行政のみならず，家庭や地域，関係機関・団体，職場など，子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体が子育てについて理解を深め，子どもを未来の希望と捉えることが必要です。

本計画では，これまでの事業計画で目指してきた「社会全体で取り組む子育て支援」の方向性を継承し，教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施を図り，一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を図るため，次の基本理念を定めます。

2 基本理念

第1期子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画においては，結婚や出産，仕事に楽しみや希望を感じながら安心して生活ができる地域社会を築いていくとともに，生まれてくる子どもたちが家庭や地域に心から祝福され，すべての人が子育てを通じて喜びに満ちた生活を送ることができるまちを目指し，「子どもが 親が 地域が 育つゆいの里」を基本理念としています。

この「基本理念」は，本町における子どもの育ちや子育てを支援・応援するうえにおいては普遍的なものであるため，今回策定する「第2期子ども・子育て支援事業計画」においてもその内容を継承していきます。

子どもが 親が 地域が 育つゆいの里

3 計画の基本方針

基本方針① 地域における子育ての支援

子育てをしているすべての人が安心して子育てができるような様々な子育て支援サービスの充実に努めるとともに保育サービス利用者の生活実態及び意向等を踏まえたサービス提供体制の整備の促進を図ります。

基本方針② 子どもの心身の健やかな成長に向けた支援

次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、また妊娠・出産及び乳幼児から学齢児までの子どもの成長を支援します。また支援を必要とする子どもへの対応など協力体制の強化を図ります。

基本方針③ 教育・保育の一体的な提供の推進

教育・保育の連携のとれた支援、また質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供のため認定こども園の推進を図ります。

第4章 子ども・子育て施策の展開

(次世代育成支援対策行動計画から継続する事業等)

施策目標1 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう地域における様々な子育て支援サービスの充実に努めるとともに、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源を活用した取組を推進します。

■ 具体的な施策 ■

① 地域における子育て支援サービスの充実

- 専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、施設における児童養育の支援などの諸問題に対し、相談業務に応じて必要な情報提供及び助言を行う等、地域においてきめ細やかな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するサービスを図ります。

② 保育サービスの充実

- 保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備していきます。また、子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供に努めます。

③ 子育て支援のネットワークづくり

- 関係機関と連携し、子育て支援や児童の虐待防止に取り組むとともに、母子保健推進員活動の一層の充実に図り、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに努めます。
- 保育所や幼稚園における子育て相談機能の強化を図り、子育て支援ネットワーク形成を促進します。

④ 児童の健全育成

- 主任児童委員及び民生委員・児童委員に対して、児童福祉に関する研修会等を開催し、児童の健全育成における役割や活動方法を検討し、活動促進を図ります。

⑤ その他

- 施策を実施するにあたり、地域の高齢者の参画を得る等、世代間の交流を推進するとともに、地域の公共施設等の有効利用を促進します。

施策目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、子どもを生み、育てるための基盤となるものです。妊娠・出産・子育てが安全に、かつ快適にできるよう、妊娠早期からの健康管理・指導を強化し、安心して出産・子育てができるよう取組を推進します。

■ 具体的な施策 ■

① 子どもや母親の健康の確保

- 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実に努めるとともに、各事業内容の周知を図ります。
- 妊娠・出産から育児へと総合的・継続的な相談・指導体制の確保を図り、母性の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めます。
- 妊娠・出産や育児の情報、子どもの事故防止など親となるために必要な知識を習得する学習機会の充実に努めます。
- 乳幼児健診等の機会における育児相談について、相談時間や対応人員の拡大等に努め、相談指導体制の充実に努めます。

② 「食育」の推進

- 「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を活用し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する情報や学習機会の提供に努めます。
- 食生活指針の普及等に学校栄養職員等を活用し、学校給食指導の充実に努めます。

③ 思春期保健対策の充実

- 学校での性に関する指導のあり方について研修等を行うなど、児童生徒が真剣に受け止められる、時代に即した指導の実施を推進するとともに、性や避妊、性感染症・性感染症予防等に関する正しい知識の普及に努めます。
- 医療機関、保健機関などと連携を深めながら性や性感染症に関する教育、喫煙や薬物に関する正しい知識の普及・啓発を実施します。

④ 小児医療の充実

- かかりつけ小児科医を持つことの重要性や必要性を保護者に啓発していくとともに、地域におけるかかりつけ小児科医等の定着及び確保を促進します。
- 救急時の医療不安解消のため、地元医療機関との連携を密にし、保健師等による保健指導活動を積極的に促進します。
- 日曜・祝祭日の在宅当番医と夜間の当番医について広報紙やホームページ等で情報提供します。

施策目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが個性豊かに生きる力を伸ばせるよう、子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域が子どもを生み育てる喜びを実感できる環境の整備を推進します。

■ 具体的な施策 ■

① ユイの心を持ち、「世界雄飛と島を担うひとづくり」（教育大綱（基本目標））

- 「世界雄飛と島を担うひとづくり」、「活力ある郷土づくり」を目指すために、島への思いと住民同士の絆を大切にする「ユイの心」を育み、子どもと大人がともに成長し、一人ひとりが生かされ、家庭・地域・学校及び各事業所等の主体的な実践と緊密な連携が生まれる環境づくりを住民と行政が協働で推進します。

② 次代の親の育成

- 学校教育における総合的な学習や各教科等での体験活動などを通して、保育所や幼稚園に通っている幼児・児童とふれあう機会の拡充を図るとともに、異年齢児や世代間の交流、親と子の交流事業の拡大に努めていきます。

③ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

- 学校教育における総合的な学習や各教科等での体験活動などを通して、保育所や幼稚園に通っている幼児・児童とふれあう機会の拡充を図るとともに、異年齢児や世代間の交流、親と子の交流事業の拡大に努めていきます。
- 次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校の教育環境等の整備を進めます。

④ 家庭や地域の教育力の向上

- 学校・家庭・地域がそれぞれの役割、責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指します。

⑤ 豊かな心の育成

- いじめ・暴力行為や不登校等、生徒指導上の諸問題の解決に向けて、心の教育の充実を図り、学校・家庭・地域社会及び関係機関・団体との連携を密にして心身ともに健やかでたくましい児童生徒の育成に努めます。

⑥ 思春期保健対策の充実

- 学校での性に関する指導のあり方について研修等を行うなど、児童生徒が真剣に受け止められる、時代に即した指導の実施を推進するとともに、性や避妊、性感染症・性感染症予防

等に関する正しい知識の普及に努めます。

- 医療機関、保健機関などと連携を深めながら性や性感染症に関する教育、喫煙や薬物に関する正しい知識の普及・啓発を実施します。

施策目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもとその保護者が、安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の提供や、外出しやすき環境づくりなど、子育て世帯に配慮した総合的なまちづくりを推進します。

■具体的な施策■

①良質な住宅の確保

- 子育てを担う若い世代が求める、広くゆとりある住宅の確保ができるよう、住宅情報の提供に努めます。

②安全な道路交通環境の整備

- 子どもや子ども連れの親等が安全に、安心して歩くことのできるような道路交通環境を確保するため、生活道路の整備を図ります。
- 見通しの良い安全な道路環境を確保し、不測の交通事故を防止するため、違法駐車等防止条例等に基づく交通規制の強化を図るほか、標識や交差点などの見通しの悪い街路樹の剪定、標識の取替え等を推進します。

③安心して外出できる環境の整備

- 母親の育児と社会活動の両立を図るよう、公共施設や多くの人々が利用する施設において、乳幼児を伴った家族への利便供与設備として、ベビールーム、授乳コーナー等の設置促進に努めます。
- 子育て支援パスポート事業の協賛店の拡充に努めるとともに、妊産婦や子育て家庭に対する情報提供を行い、サービス内容の周知を図ります。
- マタニティマークの周知を図り、妊婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止等、妊婦にやさしい環境づくりに取り組みます。

施策目標5 子ども等の安全の確保

子どもや保護者を交通事故や犯罪等の被害から守るため、警察、保育所、学校等の関係機関等と連携・協力体制の強化を図ります。

■ 具体的な施策 ■

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- 子ども等を交通事故から守るため、警察、学校、町内会など関係団体と連携した協力体制の強化を図るとともに、交通マナーの習得など交通安全教育の徹底やチャイルドシートの使用といった、総合的な交通事故防止策を推進します。
- チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、普及・啓発を図るとともに、貸出制度に関する情報提供を行い、チャイルドシートの利用促進を図ります。

② 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

- 子どもを犯罪等の被害から守るため、警察等関係機関との情報交換や迅速な犯罪等の情報提供と対応を進めます。
- 青少年非行防止、暴力追放、盗難防止等防犯意識の高揚を図るため、関係機関・団体との連携を図りながら、防犯教育や広報活動の充実に努めます。

施策目標 6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策の充実、母子家庭等の自立支援、障害児施策の充実等を通じ、支援を必要とする児童が身近な地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

■ 具体的な施策 ■

① 児童虐待防止対策の充実

- 児童生徒が通園・通学する保育所や幼稚園、学校などとの連携協力による相談・対応の充実を図るとともに、地域における子育て支援のネットワーク化を進め、児童虐待の防止と早期発見に努めます。

② 母子家庭等の自立支援の推進

- ひとり親家庭に対する相談指導体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めていきます。
- 各種手当の支給など必要な経済的支援を図るとともに、保育所の入所など生活実態に応じた支援に努めていきます。

③ 障がい児施策の充実

- 障がいの原因となる疾病や自己の予防及び早期発見・治療の推進を図るとともに、障がいのある子どもへの支援と身近な地域での安心した生活の実現ができるよう、保健、医療、福祉、

教育等の円滑な連携を図ります。

施策目標7 職業生活と家庭生活との両立の推進等

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就労体系を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくりに努めます。

■ 具体的な施策 ■

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- 仕事と生活の調和の実現は、国や県、市町村、企業など社会全体の運動として取り組む必要があります。このため、地元企業や労働者団体、子育て支援を行う民間団体等と連携・協力し合いながら地域の実情に応じた取組みを進めます。

② 仕事と子育ての両立のための活動の推進

- 保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センターの設置促進等多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

③ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

- 障がいの原因となる疾病や自己の予防及び早期発見・治療の推進を図るとともに、障がいのある子どもへの支援と身近な地域での安心した生活の実現ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の円滑な連携を図ります。

施策目標8 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育・保育の機会均等を図ることが重要です。

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を目指し、教育・保育や日常生活の支援、さらには保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策の総合的な推進に努めます。

■ 具体的な施策 ■

① 生活支援や就労支援、ひとり親世帯への相談支援の強化

- 子どもの貧困対策の推進においては、子どもが抱える困難を解決していくことが大切であ

るとともに、生活環境の充実にに向けた支援を通じて、世帯全体が抱える困難を解消するための取組も重要となります。引き続き、母子父子自立支援員を配置し、ひとり親に対する生活一般についての相談、就業支援、経済支援を行い、また、自立支援のために効果的な資格を取得に向けて継続して実施します。

②子どもの居場所づくり

- 子どもが夢や希望を抱き、自ら学び考え、自らの力で将来の夢に向かうためには、その育った環境に左右されず、等しく教育を受け、また心身ともに健全に育成され、「生きる力」が育まれる機会の充実に取り組みます。
- 保護者が就労などで不在となる家庭の子どもをはじめ、すべての子どもが安心して放課後等を過ごすことができるよう、子どもの居場所づくりも重要になります。貧困を含む様々な困難や課題を抱える子ども達が、地域や大人とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、学習支援や食事の提供などを行う地域の居場所づくりの充実に努め、子どもに寄り添い、子どもの課題を早期に発見・対応できるための仕組みづくりを推進します。

③関係機関等との連携強化

- 子どもの貧困対策の推進においては、子どもの成長段階に応じた様々な場面での関わりを通じて、困難を「早期に把握」し、「必要な支援につなげる」ことが、最も重要になります。相談支援体制の充実とともに、家庭や学校、地域や関係機関・団体等と連携した対策の推進や、必要な情報を分かりやすく届けるための広報の充実に取り組みます。

④子育てにかかる費用への支援

- 近年の経済環境の悪化等により、子育て家庭を取り巻く現状は厳しさを増しています。子育てにかかる経済的な負担感などを原因として、子育てに対し消極的となる家庭を増加させないために、児童手当などの経済的支援を行います。

第5章 事業計画（第2期子ども・子育て支援事業計画）

1 子ども・子育て支援新制度概要及び前提条件について

子ども・子育て支援新制度では、以下の子ども・子育てに係るサービス・事業を提供することとしています。

◆ 子育て支援の給付と事業の全体像



※子ども・子育て支援新制度：平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法に基づく制度。平成27年4月より本格施行。

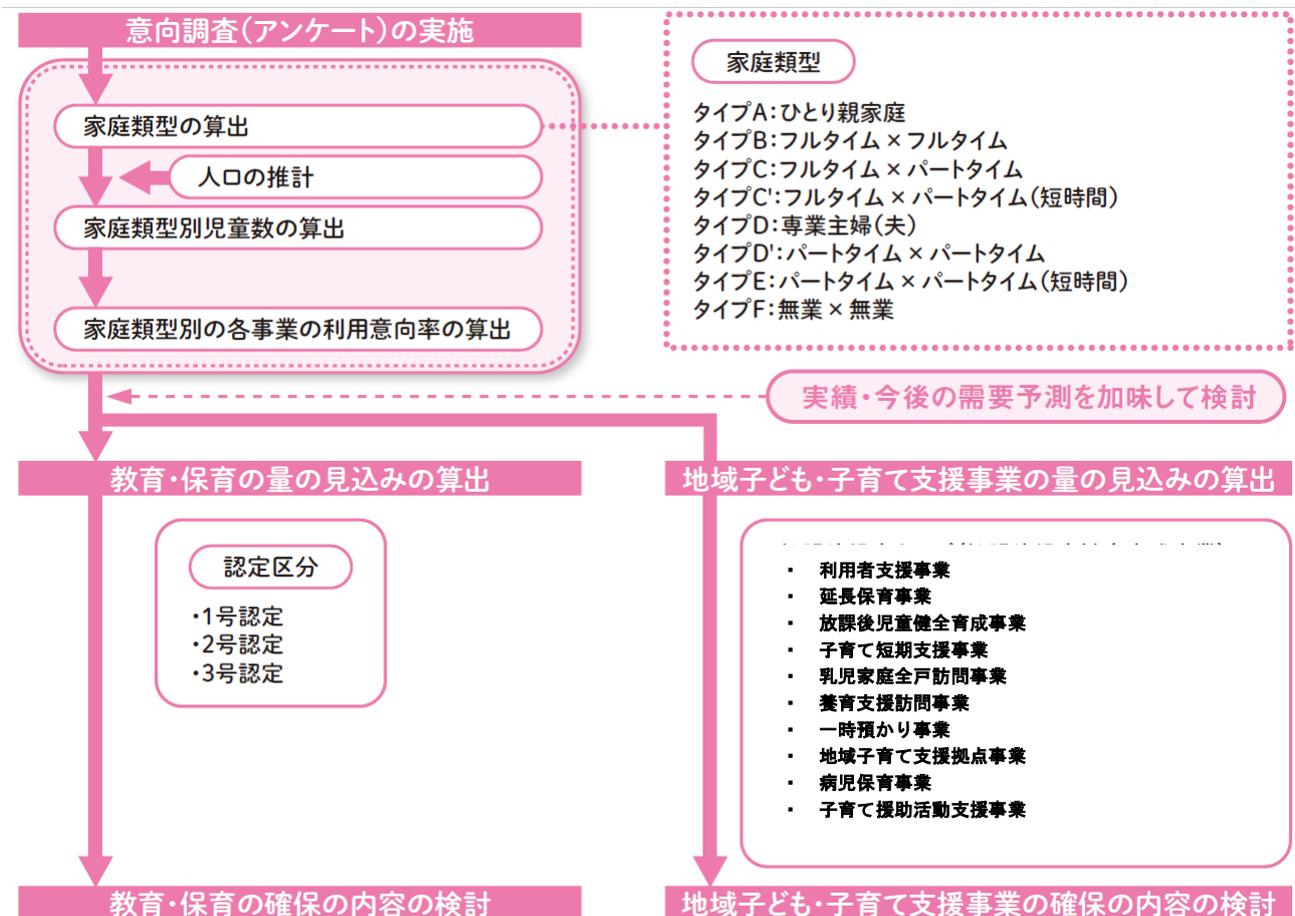
子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付）を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

◆ 認定区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	

国の指針に基づき、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和2年度からの5年間における「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととなっています。本町では、平成30年度に実施したニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを総合的に判断し、量の見込みを設定しました。

◆ 量の見込みの算出手順

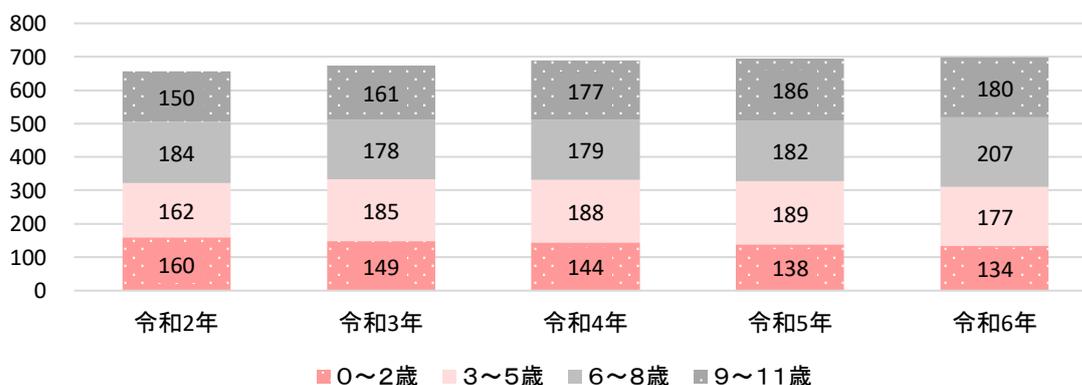


国の算出手引きに基づき、量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和2～6年度までの人口推計は、平成26～30年の住民基本台帳をもとに、※コーホート変化率法により算出しました。

※コーホート変化率法とは、ある一定期間における人口の変化率に着目し、その間の人口変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である。

◆ 年齢区分別児童人口推計

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	48	44	43	42	40
1歳	50	50	46	45	44
2歳	62	55	55	51	50
3歳	58	67	59	59	55
4歳	57	59	68	60	60
5歳	47	59	61	70	62
6歳	62	50	62	65	74
7歳	63	64	52	64	67
8歳	59	64	65	53	66
9歳	56	59	64	65	53
10歳	47	55	58	63	64
11歳	47	47	55	58	63
合計	656	673	688	695	698



2 教育・保育の提供区域の設定

本町では、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細やかなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、町全域（1区域）で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

天城町における教育・保育の提供区域：1区域

3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

教育・保育の量の見込みは、令和6年度時点で1号認定（幼稚園）が25人、2号認定（保育所・へき地保育所）が132人、3号認定（保育所）が88人、合計245人の利用が見込まれます。

教育・保育の量の見込み

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定（幼稚園）（a）		25	25	25	25	25
【3～5歳】	1号認定	15	15	15	15	15
	2号認定（教育ニーズ）	10	10	10	10	10
2号認定（保育所等）（b）		135	134	134	133	132
【3～5歳】	保育ニーズ	135	134	134	133	132
3号認定（保育所）（c）		98	88	88	83	81
【0～2歳】	0歳児	20	18	18	17	16
	1-2歳児	78	70	70	66	65
2号認定（保育ニーズ）+3号認定		233	222	222	216	213
合計（a+b+c）		258	247	247	241	238

（1）1号認定（幼稚園）の確保方策

1号認定は、「幼稚園」にて対応します。

令和6年度の確保方策は55人で、計画期間中の量の見込みの25人の確保は可能です。

1号認定（幼稚園・認定こども園）量の見込み・確保方策

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	25	25	25	25	25
② 確保方策（利用定員数）	55	55	55	55	55
幼稚園	55	55	55	55	55
②-①過不足	30	30	30	30	30

(2) 2号認定（認可保育所・へき地保育所）の確保方策

2号認定は、「認可保育所」、「へき地保育所」で対応します。

令和6年度の確保方策は147人で、計画期間中の量の見込みの132人の確保は可能です。

2号認定（認可保育所・へき地保育所）量の見込み・確保方策

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	135	134	134	133	132
② 確保方策(利用定員数)	147	147	147	147	147
認可保育所	117	117	117	117	117
へき地保育所	30	30	30	30	30
②-①過不足	12	13	13	14	15

(3) 3号認定（認可保育所）の確保方策

3号認定は、「認可保育所」で対応します。

0歳においては、令和6年度の確保方策は21人で、計画期間中の量の見込みの16人の確保は可能です。

1～2歳においては、令和6年度の確保方策は67人で、計画期間中の量の見込みの65人の確保は可能です。なお、令和4年度まで過不足が生じますが、弾力化運用等により、量の見込みの確保は可能です。

3号認定（0歳児・1-2歳児）量の見込み・確保方策

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳								
① 量の見込み	20	78	18	70	18	70	17	66	16	65
② 確保方策(利用定員数)	21	67	21	67	21	67	21	67	21	67
認可保育所	21	67	21	67	21	67	21	67	21	67
②-①過不足	0	-11	0	-3	0	-3	0	1	0	2

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

3つの事業類型

基本型

○「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】
地域子育て支援拠点等の身近な場所で、

- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援

→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域に必要な社会資源の開発等

→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置
※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置
※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、地域子育て支援拠点事業及び保健師による事業推進において対応します。

【基本型・特定型】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	地域子育て支援拠点事業及び保健師による事業推進にて対応				
確保方策（箇所）					

【母子保健型】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	地域子育て支援拠点事業及び保健師による事業推進にて対応				
確保方策（箇所）					

（各年度における実施箇所数）

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	基本事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施	基本事業を児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施
加算の対象となる取組	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施 ●出張ひろばの実施 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に向き、出張ひろばを開設 ●地域支援の取組の実施* ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の子育て力を高める取組の実施 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

【確保の方針】

現在、本町では、一般型を設置しています。

計画最終年の令和6年度では、525人の利用が見込まれています。

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助に努め、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちの支援に努めます。

	実績 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	484	545	537	533	528	525
確保方策(人)	484	545	537	533	528	525
施設数(箇所)	1	1	1	1	1	1

(各年度における年間利用人数(量の見込み・確保方策)及び実施箇所数)

(3) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するとともに、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関の連携強化を図る事業です。

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】

生後2箇月から4箇月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけることを目的とした事業です。

【確保の方針】

計画最終年の令和6年度では、40人の利用が見込まれています。

乳児のいる家庭を保健師又は訪問員が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供に努めます。

	実績 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	0	48	44	43	42	40
確保方策（人）	0	48	44	43	42	40

(各年度における年間利用人数（量の見込み・確保方策）)

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

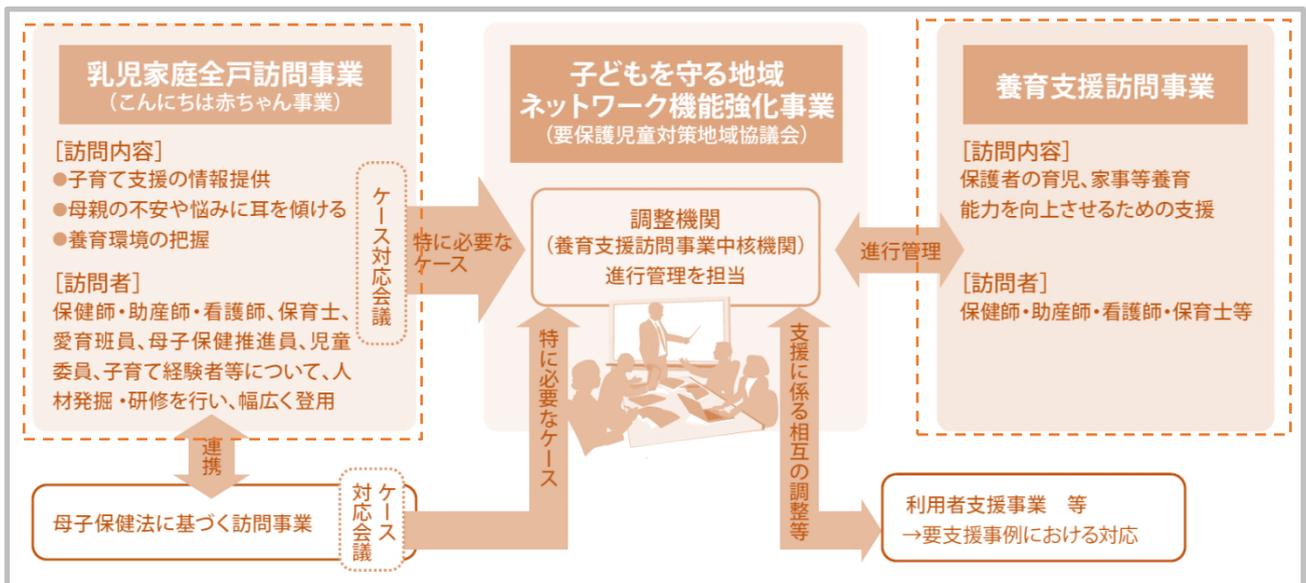
養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	状況に応じて検討				
確保方策（人）					

(各年度における年間利用人数（量の見込み・確保方策）)



(6) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本町では短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

【ショートステイ】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	状況に応じて検討				
確保方策（人日）					
確保方策（箇所）					

（各年度における年間延べ利用人数（量の見込み・確保方策）及び実施箇所）

【トワイライトステイ】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	状況に応じて検討				
確保方策（人日）					
確保方策（箇所）					

（各年度における年間延べ利用人数（量の見込み・確保方策）及び実施箇所）

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	状況に応じて検討				
確保方策（人）					
確保方策（箇所）					

（各年度における年間利用人数（量の見込み・確保方策）及び実施箇所）

（8）一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本町では、幼稚園型での実施はありません。幼稚園型を除く一時預かりは保育所3箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

計画最終年の令和6年度では幼稚園型を除く一時預かり950人日の利用が見込まれています。保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的な保育に努めます。

【幼稚園型】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （人日）	1号認定	状況に応じて検討				
	2号認定					
	計					
確保方策（人日）						
施設数（箇所）						

【幼稚園型を除く】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	1,017	1,028	1,015	994	950
確保方策（人日）	1,017	1,028	1,015	994	950
施設数（箇所）	3	3	3	3	3

（各年度における年間延べ利用人数（量の見込み・確保方策）及び実施箇所）

(9) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

【確保の方針】

現在、本町では1箇所において実施しています。引き続き、令和2年度から全ての保育所1箇所での実施に努めます。

計画最終年の令和6年度では、80人の利用が見込まれています。

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	83	86	85	84	80
確保方策(人)	83	86	85	84	80
施設数(箇所)	1	1	1	1	1

(各年度における年間利用人数(量の見込み・確保方策)及び実施箇所)

(10) 病児保育事業(病後児対応型)

【事業概要】

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、保育所等に付設された専用施設において看護師等が一時的に保育する事業です。

【確保の方針】

現在、本町では1箇所において病後時保育を実施しており、今後も継続して実施に努めます。

計画最終年の令和6年度では、134人の利用が見込まれています。

仕事等の理由で、保護者が病気中の子どもを家庭で保育できない場合に、保護者の子育てと就労の両立の支援に努めます。

	実績 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日)	30	138	144	143	141	134
確保方策(人日)	30	138	144	143	141	134
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1	1

(各年度における年間延べ利用人数(量の見込み・確保方策)及び実施箇所)

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【確保の方針】

現在、本町では2箇所において実施しており、今後も同様の実施に努めます。

なお、計画最終年の令和6年度では、118人の利用が見込まれています。

国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿って、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者が情報共有を図るなど連携して放課後子ども対策に取り組めます。

	実績 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み (人)	32	104	102	104	107	118	
	1年生	18	30	24	30	31	35
	2年生	14	30	30	25	30	32
	3年生	0	28	30	31	25	31
	4年生	0	6	6	7	7	6
	5年生	0	5	6	6	7	7
	6年生	0	5	5	6	6	7
確保方策(人)	32	104	102	104	107	118	
施設数(箇所)	2	2	2	2	2	2	

(各年度における年間利用登録者数(量の見込み・確保方策)及び実施箇所)

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。



【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園等の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

1 新規参入施設等への巡回支援

目的

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ります。

事業内容

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～⑤のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとします。

- ①事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
- ②事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
- ③小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
- ④小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
- ⑤その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業

支援対象

保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者

2 認定こども園特別支援教育・保育経費

目的	多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。
実施場所	私立認定こども園
対象となる子ども	次の①～③の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども ①日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること ③下記表(対象となる施設)に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること
補助要件	当該認定こども園において、2人以上の障害児(私学助成(特別支援教育経費)または障害児保育事業の対象となる子どもを含む)を受け入れていること

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

3 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取組について

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性が示されています。

本町においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子供教室についても、令和6年度までに既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

なお、新・放課後子ども総合プランの推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、確保方策としては、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、町の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

(放課後児童クラブ)

平成30年度に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学年ごとの量の見込みを行い、女性就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う学童保育のニーズに対応する体制の確保に努めます。放課後児童クラブについては、現在、町内2箇所で行っており、放課後児童クラブ未設置の小校区においては、教育委員会とともに連携し、地域におけるニーズと、地域の動きなどを注視しながら、事業実施の必要性を判断していきます。

(放課後子供教室)

放課後児童クラブが未設置の小校区について、地域の実情に合わせ、放課後子供教室の実施等や小校区内の余裕教室等の活用を含め、児童の放課後の居場所が確保できるように努めます。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、今後、保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が図れる体制の整備に努めます。

(3) 放課後子供教室の2023年度までの実施計画

事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて、放課後子供教室の実施について検討します。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

本町内には放課後子供教室の実施施設がなく、事業実施の必要性を関係機関で協議します。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の小学校の余裕教室の活用については、必要に応じて、関係機関と協議を行います。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

本町においては、放課後児童クラブの事業は保健福祉課、放課後子供教室の事業は教育委員会で担当しており、両事業の実施については学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し、情報共有を図り、必要に応じて協議を行います。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

必要があれば関係機関と協議のうえ、放課後活動への登録に配慮し、対象児童の様子把握に努めます。

(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

開設事業者と協議し、利用者のニーズにあった開所時間の把握と設定に努めます。

(9) 各放課後児童クラブが、別途（新・プラン3④）に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、開設事業者と連携し、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりに努めます。

(10) 別途（新・プラン3④）に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 等

本町が発行している「子育てパンフレット」により周知を図るとともに、関係機関と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

社会のあらゆる分野における構成員が、保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現するため、各々の役割を果たすことが求められています。

こうした中、認定こども園、幼稚園、保育所等における学校教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担うものであるとともに、地域子ども・子育て支援事業は、未利用者やその保護者への支援も含め、多様な子育てニーズに対応し、教育・保育施設や地域型保育事業等と相まって、安心して子どもを生み育てられる環境づくりの役割を担います。

このため、本町においては、教育・保育の計画的な提供や質の向上のための支援を行うとともに、関係機関の連携や関連施策の連携を図り、地域の子育て支援を推進します。

また、家庭・地域・事業者・行政等が一体となった子育て環境づくりのため、家庭における養育力の向上や、事業者、地域等に対する子育て支援の普及啓発などに取り組むとともに、地域の人材の活用など、地域との連携の充実に努めます。

(2) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進

子どもの生活や学びの連続性を確保することを目指し、就学前後の不安を軽減するための幼児と児童の交流活動や、幼稚園・保育所・小学校の幼稚園教諭、保育教諭、保育士、小学校教師が相互理解を深めるための活動により、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ることが必要です。

これらを推進していくため、小学校の学校行事への園児の参加や幼稚園・保育所における行事等への児童の参加等の交流活動の実施、幼稚園・保育所・小学校の幼稚園教諭、保育教諭、保育士、小学校教師による相互授業・保育参観や保育・教育内容等の検討実施などに取り組みます。

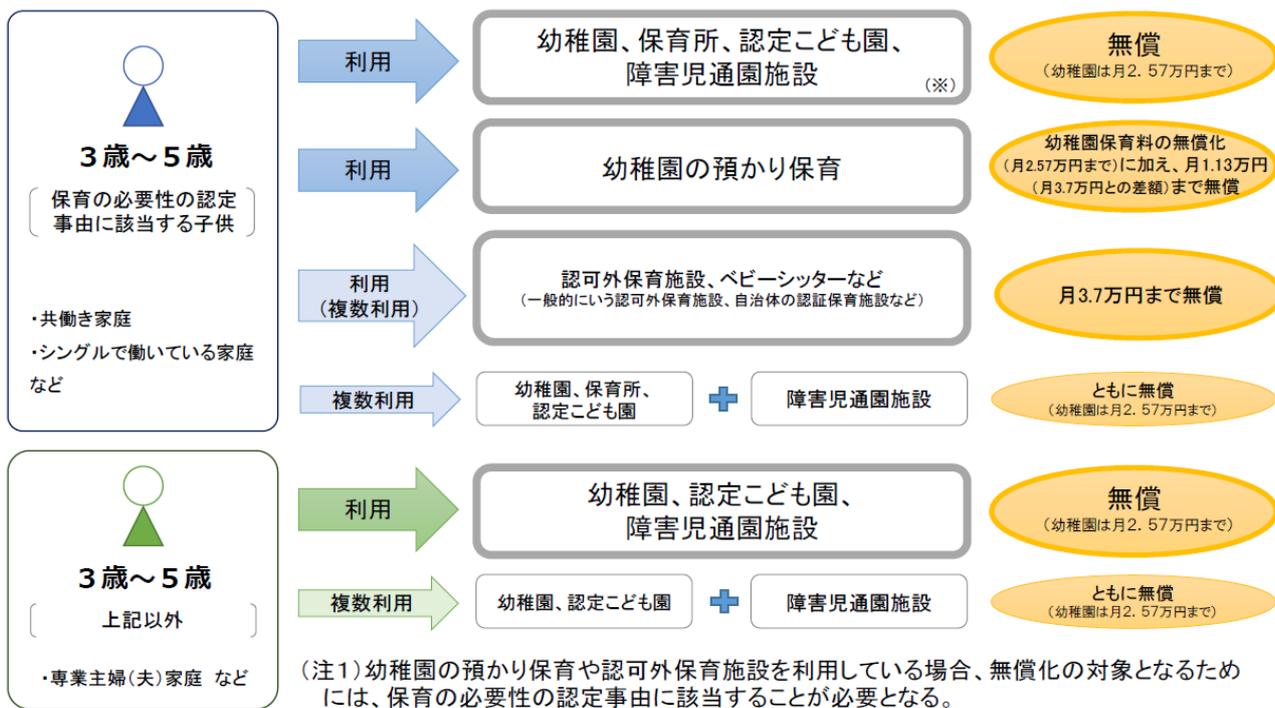
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけられていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者

の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、鹿児島県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

6 その他推進方策

(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本町においては、産休・育休後から確実に特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用できる環境を整えるため、以下のような取組を実施します。

① 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

- ホームページ等を活用した情報提供体制の充実
- 妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問事業時における情報提供の充実
- 親子教室等における情報提供の充実
- 子育て支援ハンドブックにおける情報提供の充実

② 育休満了時から確実に保育を利用できる環境整備

- 保育の量的拡大

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

① 児童虐待防止対策の充実

本町においては、鹿児島県中央児童相談所等とも連携しながら、児童虐待の防止に向けて、以下のような施策について県と連携します。

ア 関係機関との連携強化等

- 虐待の早期発見に向けた各関係機関・実務者会議等との連携強化
- 児童相談所など専門性を有する関係機関への支援要請
- 要保護児童対策地域協議会の充実強化

イ 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備

- 家庭・児童相談窓口の充実
- 訪問事業によるきめ細かな相談支援の充実
- 医療機関との連携強化

ウ 児童虐待防止についての意識啓発

- 児童虐待防止についての広報・啓発・リーフレット配布
- オレンジリボンキャンペーンの実施

エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

- 県・児童相談所・市町村との連携により再発防止のための措置を講じる

② ひとり親家庭の自立支援の充実

本町においては、ひとり親家庭が自立し、子どもとともに健全な生活を営むことができるよう、以下のような施策について県と連携します。

ア 子育て・生活支援策

- 日常生活の支援（家庭生活支援員の派遣等）
- 医療費の助成
- 相談体制の整備

イ 就業支援策

- 就業相談事業等（就業に関する情報提供及び支援）
- 就業に向けた能力開発への支援（就業のための技能取得を支援）

ウ 経済的支援策

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 生活福祉資金の貸付に修正
- 医療費の助成

③ 障がい児など特別な支援が必要な子どもに対する施策の推進

本町においては、障がいの有無に関わらず、一人ひとりの子どもが地域の中で健やかに学び、

成長できる社会を実現するため、以下のような施策について県と連携します。

ア 障がい児等特別な支援が必要な子どもに対する支援

- 障害児通所支援利用の障がい児やその家族に対する支援
- 障害児通所支援利用者の負担軽減
- 施設入所を希望又は退所を予定している障がい児に対する支援
- 地域療育支援体制の整備促進
- 県こども総合療育センターなど専門性を有する関係機関との連携
- 保育所での障がい児等受け入れの推進
- 障害児通所支援事業所との連携

イ 特別支援教育の推進

- 障がい児理解のための交流及び共同学習の推進
- 教育相談・就学相談体制の確立と推進等
- 教職員研修の充実等
- 就学前から学校卒業までの一貫した支援体制の整備
- 特別支援学級の充実
- 私立幼稚園における心身障がい児の就園奨励
- 養護学校・相談支援事業所等との連携強化

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

本町においては、国の法律「育児・介護休業法」及び「仕事と家庭の両立支援制度」や労働行政を所管する県の取組などを踏まえ、仕事と子育ての両立支援に向けて、以下のような取組を実施します。

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ア 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進

- 子育てと仕事の両立がしやすい職場環境づくりの推進
- 男女共同参画社会の促進

イ 子育てと仕事の調和を実現している企業の社会的評価の促進

- 「かごしま子育て応援企業」の登録・紹介

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 認定こども園や保育所の充実等
- 教育・保育や地域子ども・子育て支援事業従事者の確保と資質の向上

(4) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育・保育の機会均等を図ることが重要です。

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長し続けられる社会の実現を目指し、教育・保育や日常生活の支援、さらには保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策の総合的な推進に取り組みます。

- 生活支援や就労支援、ひとり親世帯への相談支援の強化
- 子どもの居場所づくり
- 関係機関等との連携強化

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

本計画は、庁内関係各課，関係機関団体と連携して推進を図るとともに，町内の教育・保育事業者，学校，事業所，住民が協働し，子ども・子育て支援施策の充実に取り組めます。

2 計画の進行管理

本町における子ども・子育て支援施策の推進に向け，子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え，事業計画全体の成果についても「天城町子ども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため，各種指標を設定し，年度ごとの点検・評価を行い，施策の改善に努めます。

